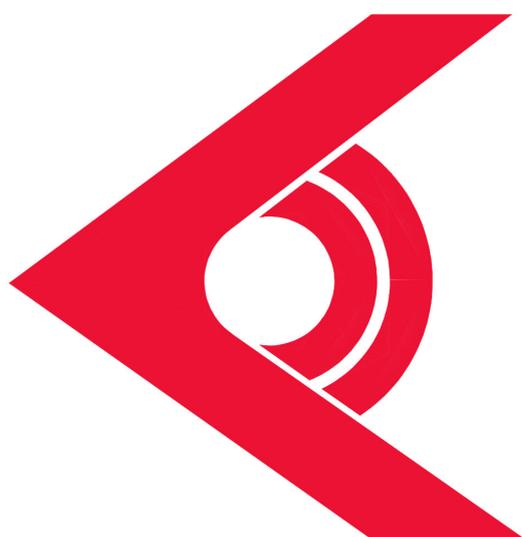


# 栗山町水防計画



北海道栗山町

## 目 次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第2節	水防の責任および処理すべき事務	1
第2章	水防組織	4
第1節	町の組織	4
第3章	重要水防箇所	5
第1節	重要水防箇所	5
第4章	予報および警報	6
第1節	水防活動に用いられる予報および警報等の種類等	6
第2節	気象庁が行う予報および気象警報	6
第3節	洪水予報河川における洪水予報	8
第4節	水位周知河川における水位到達情報	10
第5節	水防警報	11
第5章	水位等の観測、通報および公表	12
第1節	水位等の観測、通報および公表	12
第2節	雨量の観測および通報	13
第6章	気象予報等の情報収集	14
第1節	水位等の観測、通報および公表	14
第7章	水門等の操作	16
第1節	水門等	16
第8章	通信連絡	17
第9章	水防施設および輸送	18
第1節	水防倉庫および水防資機材	18
第2節	輸送の確保	18
第10章	水防活動	19
第1節	水防配備	19
第2節	巡視および警戒	20
第3節	水防作業	21
第4節	緊急通行	22
第5節	警戒区域の指定	22

第6節	避難のための立退き	22
第7節	決壊・越水等の通報	23
第8節	水防配備の解除	24
第11章	水防信号、水防標識等	25
第1節	水防信号	25
第2節	水防標識	25
第3節	必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	26
第12章	協力および応援	27
第1節	河川管理者の協力	27
第13章	費用負担と公用負担	29
第1節	費用負担	29
第2節	公用負担	29
第14章	水防報告等	31
第15章	水防訓練	32
第16章	災害補償等	33
第17章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水防止のための措置	34
第18章	水防協力団体	36

別表

別表第1	水防（災害対策）本部の組織および所掌事務	38
別表第2	消防機関の組織	40
別表第3	国土交通省管理重要水防箇所・北海道管理重要防水箇所	41
別表第4	水門等一覧表	43
別表第5	防災関係機関との通信連絡系統	44
別表第6	防災資機材保有状況	45
別表第7	水防工法一覧表	46
別表第8	水防活動実施報告書	66

資料

資料1	栗山町防災会議条例	67
資料2	建設業者等建設機械等保有台数調書	69
資料3	注意報の種類および発表基準・警報・特別警報等の種類および発表基準	70
資料4	栗山町洪水ハザードマップ	72



## 第1章 総 則

### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、本町の水防事務の調整およびその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 水防の責任および処理すべき事務

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任および処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

#### 第1 水防の責任

##### 1 町（水防管理団体）

町は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には次の事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 内水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条の2）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置（法第15条）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (9) 水防団および消防機関の出動準備または出動（法第17条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (11) 警戒区域の設定（法第21条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (13) 他の水防管理者または市町村長もしくは消防長への応援要請（法第23条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、26条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (18) 水防計画の作成および要旨の公表（法第33条第1項および第3項）
- (19) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (20) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）

- 第1章 総 則 -

- (21) 水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）
- (22) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (23) 消防事務との調整（法第50条）

2 道（空知総合振興局）

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成および要旨の公表（法第7条第1項および第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 気象予報および警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (5) 洪水予報の発表および通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (6) 水位周知河川の水位到達情報の通知および周知（法第13条第2項および3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (7) 洪水予報または水位到達情報に係る通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (8) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条、第14条の2および第14条の3）
- (9) 水防警報の発表および通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項および第4項）
- (10) 水防信号の指定（法第20条）
- (11) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (12) 緊急時の水防管理者、水防団長または消防機関の長への指示（法第30条）
- (13) 水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）
- (14) 水防管理団体に対する水防に関する勧告または助言（法第48条）

3 国土交通省（札幌開発建設部）

- (1) 洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 水位周知河川の水位到達情報の通知および周知（法第13条第1項）
- (3) 洪水予報または水位到達情報の通知および関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (4) 洪水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条）
- (5) 水防警報の発表および通知（法第16条第1項および第2項）
- (6) 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
- (7) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (8) 水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）
- (9) 道または水防管理団体に対する水防に関する勧告および助言（法第48条）

4 気象庁（札幌管区气象台）

- (1) 気象予報および警報の発表および通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項および第3項）

5 居住者等

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

**第2 安全配慮**

洪水時においては、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

1 配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動はラジオを携行するなど、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じて速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

## 第2章 水 防 組 織

### 第1節 町の組織

#### 第1 町の組織

町は、栗山町災害対策本部条例（昭和40年栗山町条例第9号）の定めるところに準じ、栗山町水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理する。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部（総務対策部）で水防事務を処理するものとする。

#### 第2 栗山町防災会議

法第33条の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議は、栗山町防災会議が行うものとする。

#### 第3 水防本部の組織および所掌事務

水防本部の組織および所掌事務は、別表第1のとおりとする。

#### 第4 消防機関の組織

消防機関の組織は、別表第2のとおりとする。

#### 第5 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は次のとおりとする。ただし、消防団長が必要と認め指示したときは、分担区域以外の地域へ出動するものとする。

構成	責任者	連絡先	担当河川名
本 団	団長、副団長	0123-72-0150	総括
第1分団	第1分団長	0123-72-0150	夕張川（下流）雨煙別川、ハサンベツ川、富士川、鳩山川、湯地川、角田幹線排水路（下流）
第2分団	第2分団長	0123-72-0526	夕張川（中流）、ポンウエンベツ川、中の沢川、長谷川の沢川、昭和川、杵臼川、トキト川、赤人川、納口川、旧阿野呂川、角田幹線排水路（上流）
第3分団	第3分団長	0123-75-2014	夕張川（上流）、阿野呂川、ポンアノロ川、尻無川、伊藤の沢川、今川の沢川、流れの沢川、タラツ川、築別川、イタイベツ川、砂金川、草木川

## 第3章 重要水防箇所

### 第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として、随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

#### 第1 重要水防箇所

本町区域内の国土交通省および道管理河川における重要水防箇所は、別表第3のとおりとする。

## 第4章 予報および警報

### 第1節 水防活動に用いられる予報および警報等の種類等

水防活動に用いられる予報および警報等の種類および発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	適 用
気象予報警報 水防法 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・大雨警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報	札幌管区气象台	一般の利用に適合する注意報、警報および特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
洪水予報 水防法 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	氾濫発生情報 氾濫危険情報 氾濫警戒情報 氾濫注意情報	北海道開発局 北 海 道 札幌管区气象台	指定河川について、水位または流量を示して行う予報
水防警報 水防法 法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北 海 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

### 第2節 気象庁が行う予報および気象警報

#### 第1 気象官署が発表または伝達する注意報および警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長および知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報および警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報および特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類およびそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき

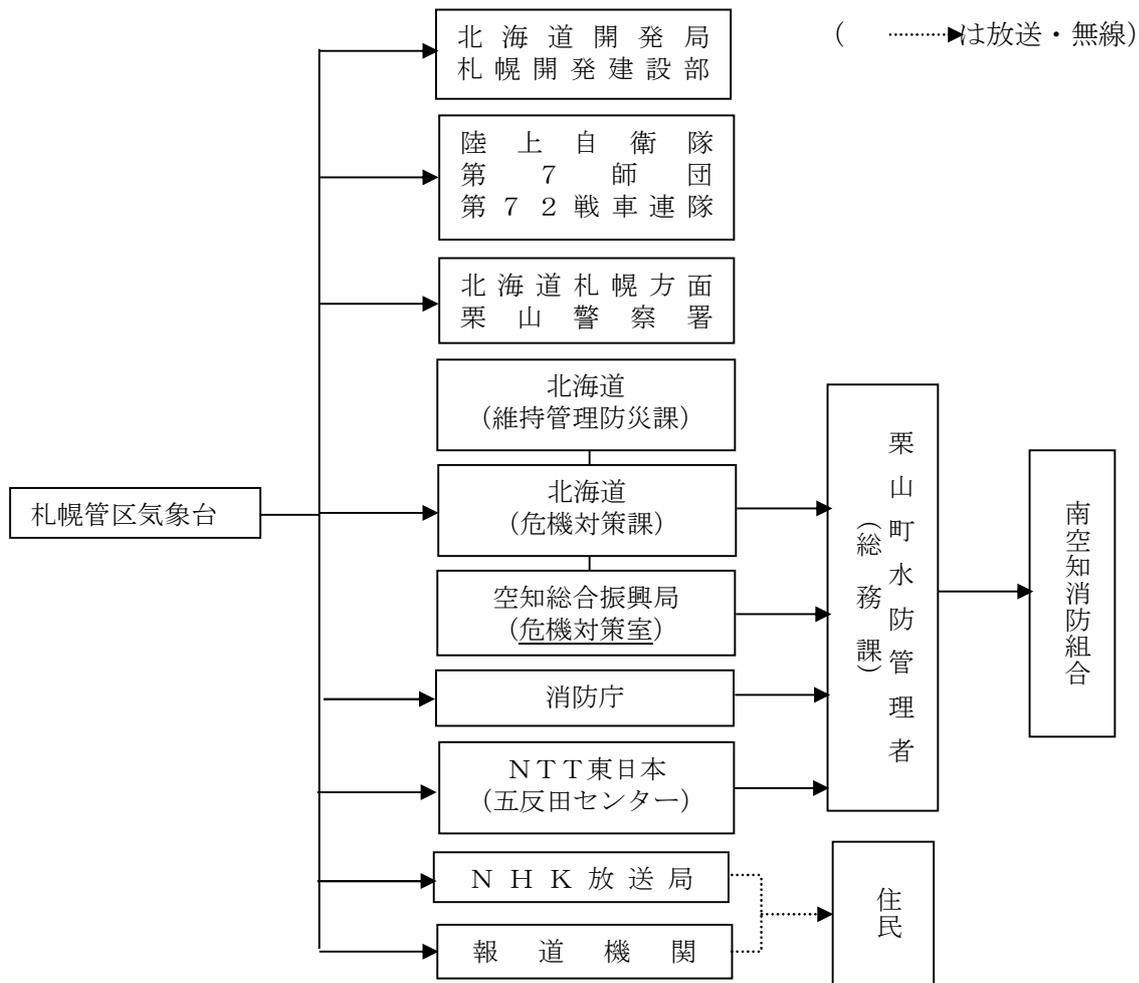
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は注意報、警報、特別警報を補足する情報として、次の情報を発表する。

種類	内容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

第2 警報等の伝達経路および手段（洪水等の場合）



第3節 洪水予報河川における洪水予報

第1 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき

氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	町・住民に求める行動
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2	氾濫注意水位	氾濫注意水位	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機

## 第2 国が行う洪水予報

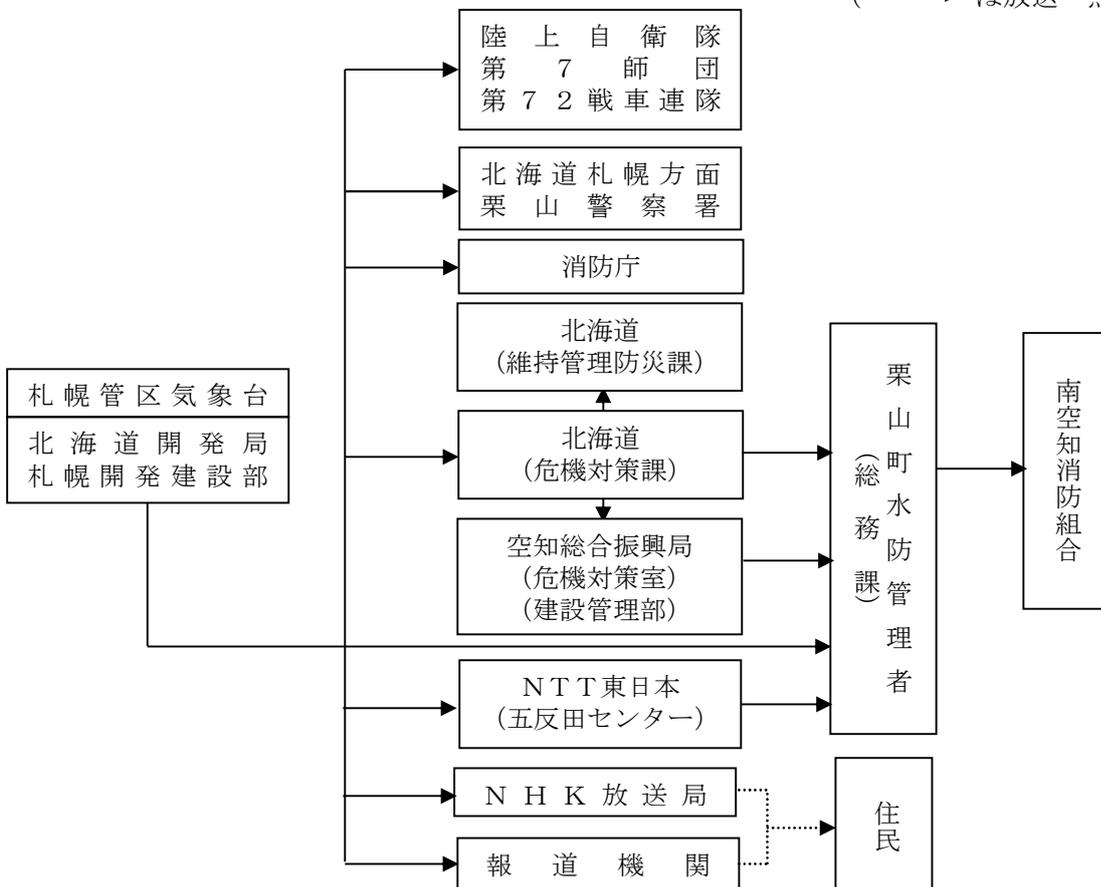
1 国と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は次のとおり (町関係分)

	水系名	河川名	実施機関
洪水予報河川	石狩川	夕張川	札幌管区气象台、札幌開発建設部

2 洪水予報の伝達経路および手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路および手段は次のとおり。

( .....▶ は放送・無線)



## 第4節 水位周知河川における水位到達情報

### 第1 種類および発表基準

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項および第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおり。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

### 第2 道が行う水位到達情報の通知

#### 1 水位周知河川

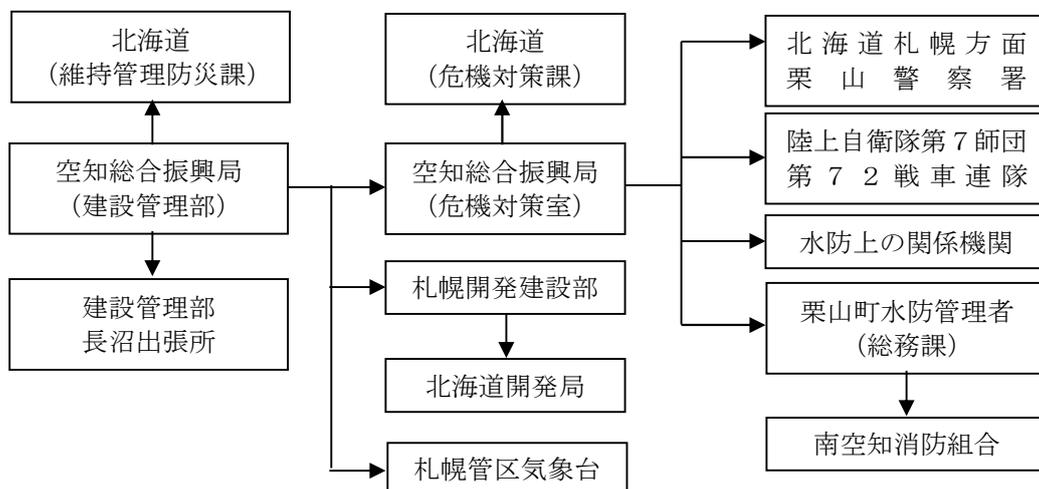
知事が行う指定河川、基準水位観測所、水防警戒区、水位周知区間および洪水予報区間は次のとおり（町関係分）

水系名	河川名	実施機関
石狩川	阿野呂川	札幌管区气象台、空知総合振興局札幌建設管理部

#### 2 水位到達情報の伝達経路および手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路および手段は次のとおりである。

また、道では北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報システム図に定める関係機関に通知するものとする。



## 第5節 水防警報

### 第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

### 第2 洪水時の河川に関する水防警報

#### 1 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容および発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等および河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	出水状況およびその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	河川氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

## 第5章 水位等の観測、通報および公表

### 第1節 水位等の観測、通報および公表

#### 第1 水位観測所

北海道開発局および北海道の所管する町内の主要な水位観測所は、次のとおり。

所管	観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
北海道 開発局	円山	夕張川	字円山	53.50m	54.10m	54.70m	55.20m	57.89m
北海道	阿野呂川	阿野呂川	字日出	54.71m	55.58m	56.24m	56.48m	56.49m

#### 第2 水位の通報

北海道開発局および道は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」および「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

#### 第3 水位の公表

北海道開発局および道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」および「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

気象庁	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>
国土交通省「川の防災情報」	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	<a href="https://city.river.go.jp/">https://city.river.go.jp/</a> （ID, PASS 利用）

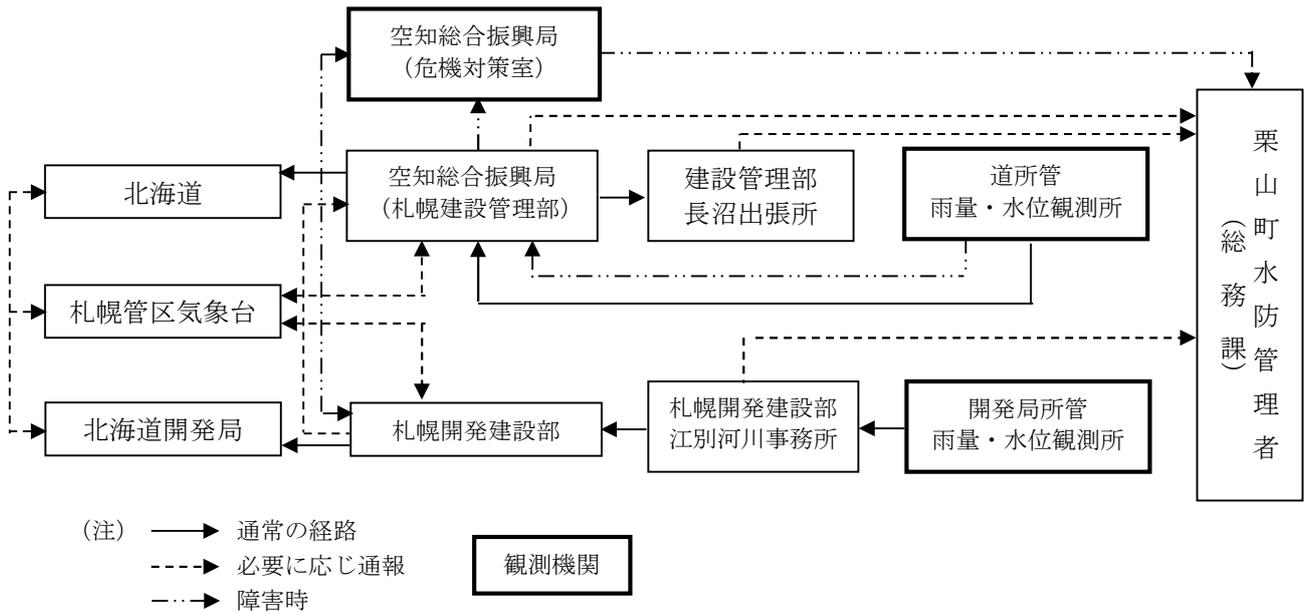
#### 第4 障害時の措置

北海道開発局および道は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号いずれかに該当する時、通報は電話により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリまたは電子メールにより行う。

- 1 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- 3 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- 4 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき
- 5 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき
- 6 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき

第5 水位等通報系統図



第2節 雨量の観測および通報

第1 雨量観測所

町内の主要な雨量観測所は下記のとおりである。

所管	水系名	河川名	観測所名	観測所所在地
北海道開発局 札幌開発建設部	石狩川	夕張川	由仁	栗山町字三日月
		夕張川	円山	栗山町字円山 160 番地
		雨煙別川	雨煙別	栗山町字雨煙別 998

第2 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」および「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

第3 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリまたは電子メールにより行う。

- 1 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき
- 2 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき

## 第6章 気象予報等の情報収集

### 第1節 水位等の観測、通報および公表

#### 第1 気象予報および警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者または水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者または水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報および警報、洪水予報、水防警報等が発表され、または洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている下記のホームページ、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

##### 1 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」	<a href="https://city.river.go.jp/">https://city.river.go.jp/</a>	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等

##### 2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	<a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a>	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ	<a href="https://www.jma-net.go.jp/sapporo/">https://www.jma-net.go.jp/sapporo/</a>	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等

#### 第2 気象情報等の種類

気象情報の種類は次のとおり。

##### 1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日

単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

## 2 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条および気象官署予報業務規則第47条に明記されており、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、講習の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開示する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って開設する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

## 3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

## 4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

## 5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## 第7章 水門等の操作

### 第1節 水門等

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等および洪水予報・水防警報が発表されたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

#### 第1 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

#### 第2 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。やむを得ない理由により、連絡系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

#### 第3 水門の操作

水門の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、施設管理者は、あらかじめ水門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにするものとする。

操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

- 1 目的
- 2 門扉の維持管理
- 3 門扉の閉鎖取扱者
- 4 門扉の閉鎖時期
- 5 閉鎖の通報
- 6 閉鎖作業
- 7 門扉の開く時期
- 8 開放作業
- 9 作業完了の報告
- 10 その他

#### 第4 水門等の設置場所

本町における水門等の設置場所は、別表第4「水門等一覧表」のとおりである。

## 第8章 通信連絡

### 第1 水防通信網の確保

#### 1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理者は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

#### 2 水防管理者の通信施設

水防管理者は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておく。

#### 3 連絡責任者

水防管理者および水防に関係のある機関は、水防警報および警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体および関係機関に通知しておくものとする。

### 第2 災害時優先通信の取扱

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項および電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

### 第3 その他の通信施設の使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者、消防機関の長またはこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能または特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
- 2 北海道警察本部通信施設
- 3 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- 4 北海道電力ネットワーク株式会社通信施設
- 5 北海道開発局通信施設
- 6 自衛隊通信施設

### 第4 水防通信連絡

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、別表第5によるものとする。

## 第9章 水防施設および輸送

### 第1節 水防倉庫および水防資機材

#### 第1 水防倉庫および水防資機材

水防管理者は、栗山町水防倉庫等に想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。なお、町が備蓄する資機材の保有状況は、別表第6「防災資機材保有状況」のとおりである。

#### 第2 水防資機材の調査等

水防管理者は、水防資機材の確保のため、町内において水防資機材を保有する資機材業者等の保有状況を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用または損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

#### 第3 国または道が保有する水防資機材の使用

水防管理者は、備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資機材または国の応急復旧資機材を空知総合振興局長または札幌開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

#### 第4 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。堆積場所は、次のとおりとする。

堆積場所	住 所
栗山町重機車庫裏	栗山町字旭台 23-90

### 第2節 輸送の確保

#### 第1 輸送の確保

水防管理者は、非常の際、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するため、警察機関、空知総合振興局、札幌開発建設部その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

#### 第2 水防管理者の措置

水防管理者は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

#### 第3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、栗山町地域防災計画第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 第10章 水防活動

### 第1節 水防配備

#### 第1 町の非常配備体制

町は、水防に関する警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

町職員の非常配備体制は、栗山町地域防災計画第3章第3節「町職員の配備体制」の定めるところに準じるものとする。

町の非常配備基準（栗山町地域防災計画から抜粋）

区分	体制	配備基準	配備要員
連絡会議の設置前	第1警戒配備	1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報または警報を受けたとき。 2 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 3 町内で震度4の地震を観測したとき。	関係各課の所要の職員をもってあたる
連絡会議の設置後	第2警戒配備	災害対策連絡会議設置基準による。 （栗山町地域防災計画第3章第2節の第2参照）	町長 副町長 教育長 課長 町長が必要と認める職員
本部の設置後	非常配備	災害対策本部設置基準による。 （栗山町地域防災計画第3章第2節の第3参照）	本部全員

注 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

#### 第2 消防団および消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団および消防機関を出動させ、または出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報および警報が発表されたとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 状況に応じ直ちに出動できるよう非番の職員に対し自宅待機を指示する。</li> <li>2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常警戒を行うこと。</li> <li>3 予想される災害の状況程度によって一部の職員または団員を招集し、隊の増強を行うこと。</li> </ol>
準備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき</li> <li>2 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非番消防職員の半数および団員の半数を招集し、隊の編成を行うこと。</li> <li>2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に務めること。</li> <li>3 出動車両の点検整備および救命ボートの準備を行うこと。</li> <li>4 水防資機材および各隊装備機材の整備・準備を行うこと。</li> <li>5 出動の場合の順路検討およびこれに伴う対策を確認すること。</li> <li>6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常警戒の強化を行うこと。</li> </ol>
出動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき</li> <li>2 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき</li> <li>3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防職員および消防団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動、水防活動および避難救助活動を行うこと。</li> </ol>
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

## 第2節 巡視および警戒

### 第1 平常時

水防管理者は、巡視責任者を定めて担当水防区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告する。水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

地区巡視責任者は、次のとおりとする。

地 区	担当河川等	巡視 担当課	巡視 責任者	巡視 員数
市 街 地 北部地区	夕張川(下流)、雨煙別川、中の沢川、昭和川、 角田幹線排水路	建設課	建設課長	3人
中部地区	夕張川(中流)、ポンウエンベツ川、杵臼川、	建設課	建設課長	3人
南部地区	夕張川(上流)、阿野呂川、ポンアノロ川、流 れの沢川、築別川、イタイベツ川	建設課	建設課長	3人

## 第2 出水時

水防管理者が非常配備を指令したときは、監視および警戒をさらに厳重にし、巡視責任者は担当する水防区域内および重要水防区域を中心として巡視するものとする。

異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、空知総合振興局長および河川管理者に報告するものとする。

なお、監視にあたり、特に注意すべき事項は次のとおりとする。

- 1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 堤防の上端の亀裂または沈下
- 3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂および欠け崩れ
- 4 居住地側堤防斜面で漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- 5 水門の両袖または底部からの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他構造物と堤防の取り付け部分の異常
- 7 ため池については次の事項に注意するものとする。
  - (1) 堤体の漏水、亀裂および法崩れ
  - (2) 樋管の漏水による亀裂および法崩れ
  - (3) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
  - (4) 流入水および浮遊物の状況
  - (5) 周辺の地すべり等の崩落状況

## 第3節 水防作業

水防作業を必要とする異状事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、流水域および近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防区域における水防工法の種類は、別表第7「水防工法一覧表」のとおりである。

作業の際、作業従事者は自身の安全確保を最優先し、安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

## 第4節 緊急通行

### 第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団および消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない道路または通路を通行することができる。

### 第2 損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第5節 警戒区域の指定

### 第1 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域から退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員または消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員または消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

### 第2 警戒区域指定の報告

消防団長、消防団および消防機関に属する者および警察官は、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者、消防長および警察署長に報告するものとする。

## 第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか栗山町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員または水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、栗山警察署長にその旨を通知するものとする。

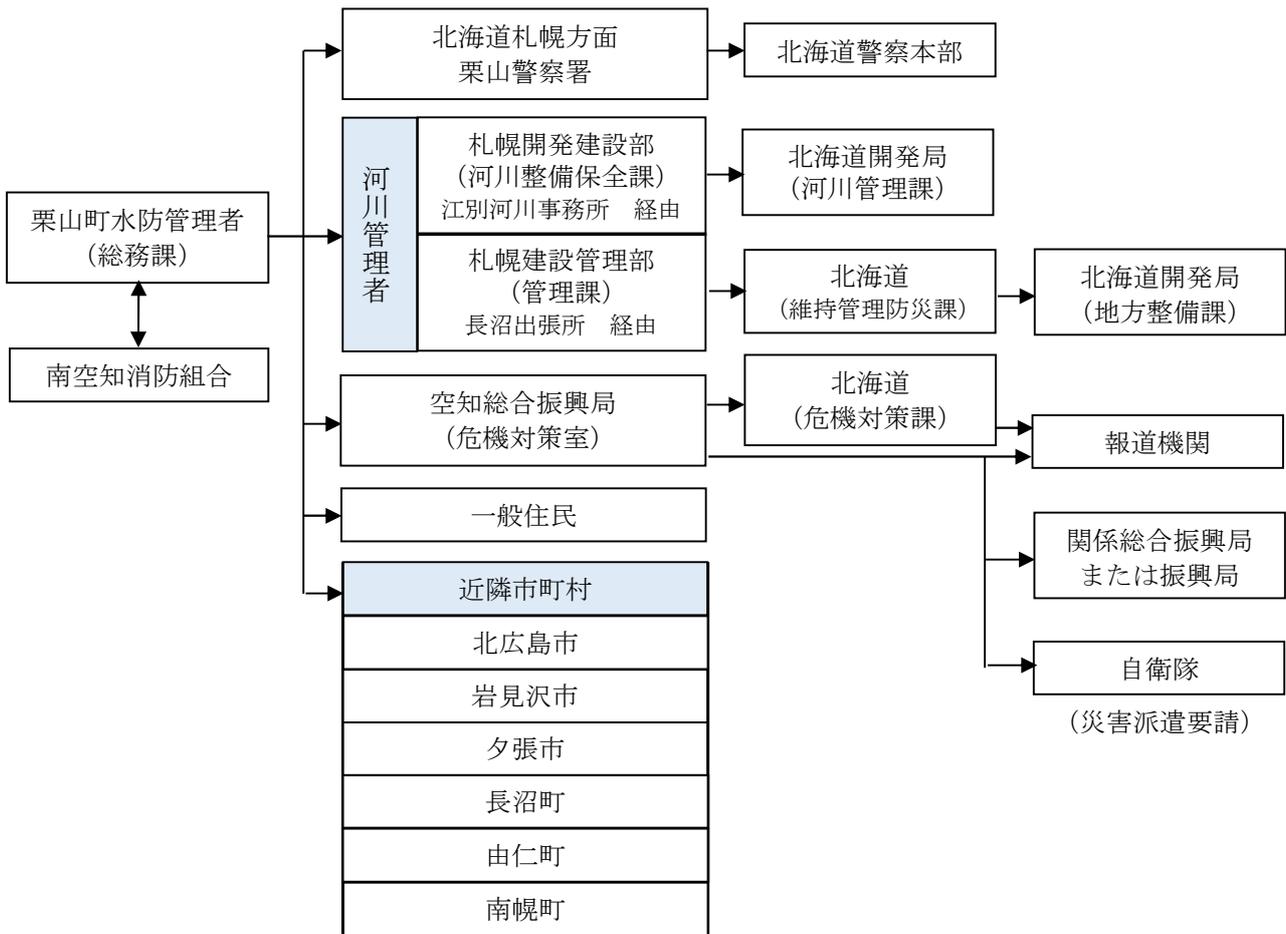
- 2 水防管理者は避難のための立退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

## 第7節 決壊・越水等の通報

### 第1 決壊・漏水等の通報

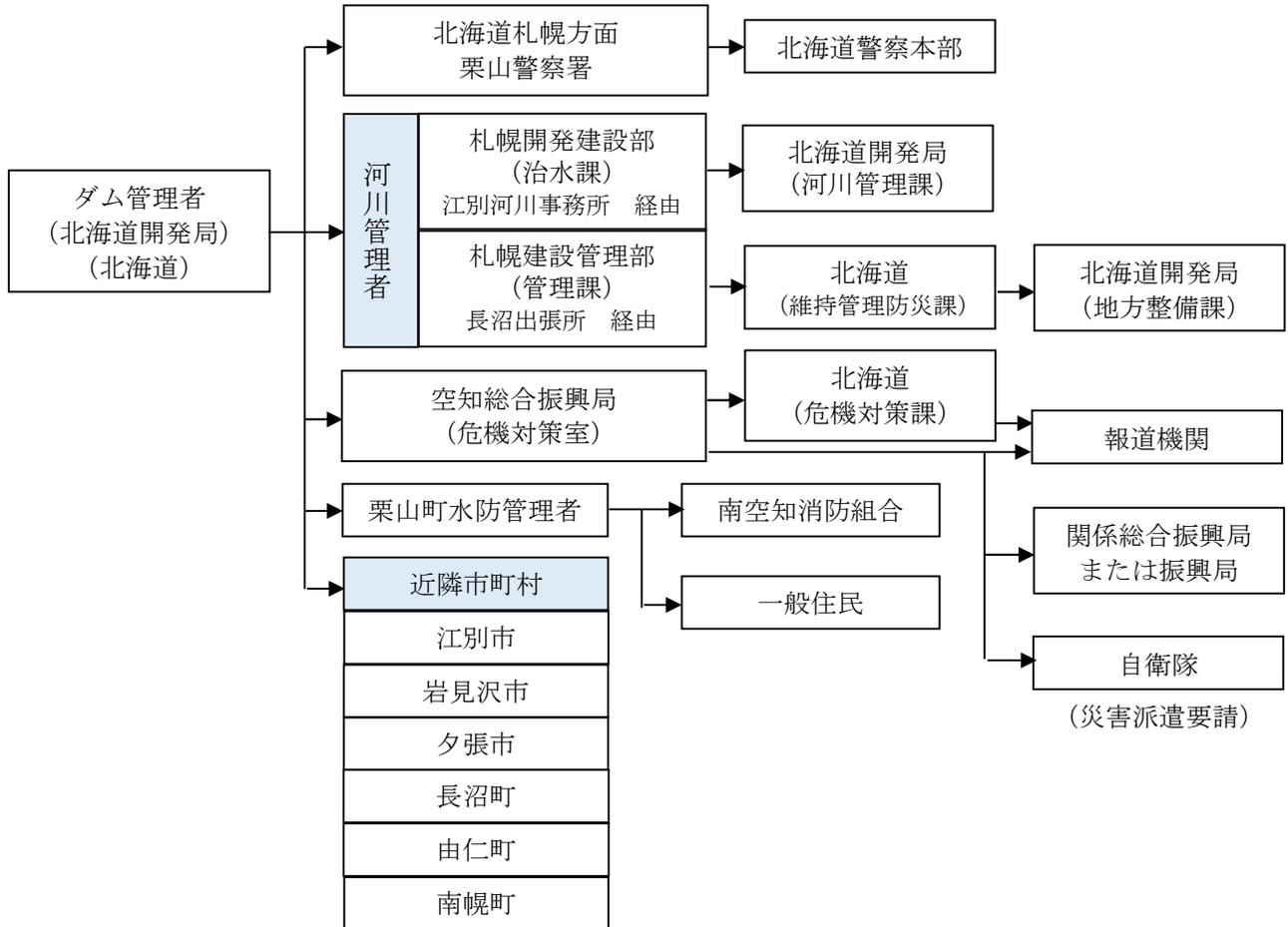
水防に際し、堤防等の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長または消防署長は、直ちに一般住民、関係機関および近隣市町村に通報するものとする。

### 第2 堤防等の決壊・越水等通報系統図



(注) 消防機関の長、消防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



第4 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防署長および水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

第1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、空知総合振興局に報告するものとする。

第2 消防団および消防機関の非常配備の解除

消防団および消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防員等は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材および作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は手入れして所定の位置に設備する。

## 第11章 水防信号、水防標識等

### 第1節 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防団員および消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○

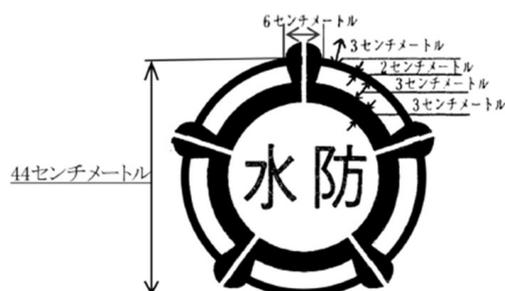
備考1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

### 第2節 水防標識

知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第 3 節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に職員、消防団長、消防団および消防機関に属する者が携帯する身分証票は、次のとおりである。

表	裏
<p>第 号</p> <p>水防立入調査員証</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>上記のものは、水防法第 4 9 条第 1 項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>水防管理者 印</p>	<p>水防法（抜粋）</p> <p>第 49 条 都道府県知事または水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、または当該職員、水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。</p>

9cm

6cm

## 第12章 協力および応援

### 第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長または知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動への協力および水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

#### 第1 河川管理者の協力

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の捜査状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 水防管理団体に対して、氾濫（決壊または溢流）想定地点ごとの氾濫水位到達市町村の事前提示、および水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 3 堤防またはダムが決壊したときまたは越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者および一般への周知
- 4 重要水防箇所の合同点検の実施
- 5 水防管理団体が行う水防訓練および水防技術講習会への参加
- 6 水防管理団体および水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材または備蓄資機材の提供
- 7 水防管理団体および水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、および提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

#### 第2 河川管理者の援助

- 1 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- 2 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の情報や河道の特性等に鑑みた助言
- 3 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- 4 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

#### 第3 水防管理団体相互間の応援および相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者または市町村長もしくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるようあらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等

について相互に協定しておくものとする。

#### 第4 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ栗山警察署長と協議しておくものとする。

#### 第5 自衛隊の災害派遣要請の要求

水防管理者は、水害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、栗山町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請および派遣活動計画」に定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況および派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域および活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。



### 第 3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、別記様式 2 に定める公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

(別記様式 2)

第 号	公用負担命令票	住 所
		氏 名
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。		
1 目的物		
(1) 所在地		
(2) 名 称		
(3) 種 類 (または内容)		
(4) 数 量		
2 負担内容		
(使用・収用・処分等について詳記すること。)		
年 月 日		
命令者 職 氏名		印

(日本工業規格 A 4 版)

### 第 4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第14章 水防報告等

### 第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名およびその箇所
- 3 警戒出動および解散命令の時刻
- 4 消防団および消防機関に属する者の出動時刻および人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無およびこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類および数量並びに消耗量および員数
- 8 法第28条の規定による公用負担下令の器具、資材の種類、数量および使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出動の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況およびそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者およびその功績
- 16 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 第2 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

- 1 消防団および消防機関を出動させたとき。
- 2 ほかの水防管理団体に応援を求めたとき。
- 3 その他必要と認める事態が発生したとき。

### 第3 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を作成し、次の調査対象期間ごとに別表第8「水防活動実施報告書」を作成し、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

## 第15章 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員および団員の水防訓練を含めた総合防災訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、町が主催する水防研修や北海道開発局等が主催する水防技術講習会へ消防機関の職員および団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

## 第16章 災害補償等

法第24条の規定により水防に従事したことによって、死亡し、負傷し、もしくは病気にかかり、または障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

## 第 17 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 および浸水防止のための措置

### 第 1 浸水想定区域の指定

北海道開発局および道は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

本町における、浸水想定区域指定河川は次のとおりである。

- 1 北海道開発局  
石狩川水系夕張川
- 2 北海道  
石狩川水系阿野呂川

### 第 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水防止のための措置

町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、栗山町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水および内水に関する情報の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所および避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水および内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合にあっては、これらの施設の名称および所在地
  - (1) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
  - (2) 大規模な工場その他の施設（(2) に掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途および規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者または管理者からの申出があった施設に限る）
- 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 第 3 洪水ハザードマップ等の配布等

栗山町地域防災計画において定められた上記第 2 の 1～5 に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

### 第 4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作

- 第 17 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水防止のための措置 -  
成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

法第 15 条の 3 により、町長は要配慮者利用施設の所有者または管理者が避難確保および浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓練の結果について、助言または勧告をすることができる。

## 第 5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本町地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、大規模工場等の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第18章 水防協力団体

### 第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県および水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導もしくは助言をするものとする。

### 第2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防上必要な器具、資材または設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報または資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に付帯する業務

### 第3 水防協力団体と消防団等との連携

水防協力団体は、消防団および水防を行う消防機関との密接な連携の下に前項の業務を行う。また、水防協力団体は消防団および消防機関が行う水防訓練等に参加するよう努めるものとする。

# 別表・資料集

## 水防(災害対策)本部の組織及び所掌事務

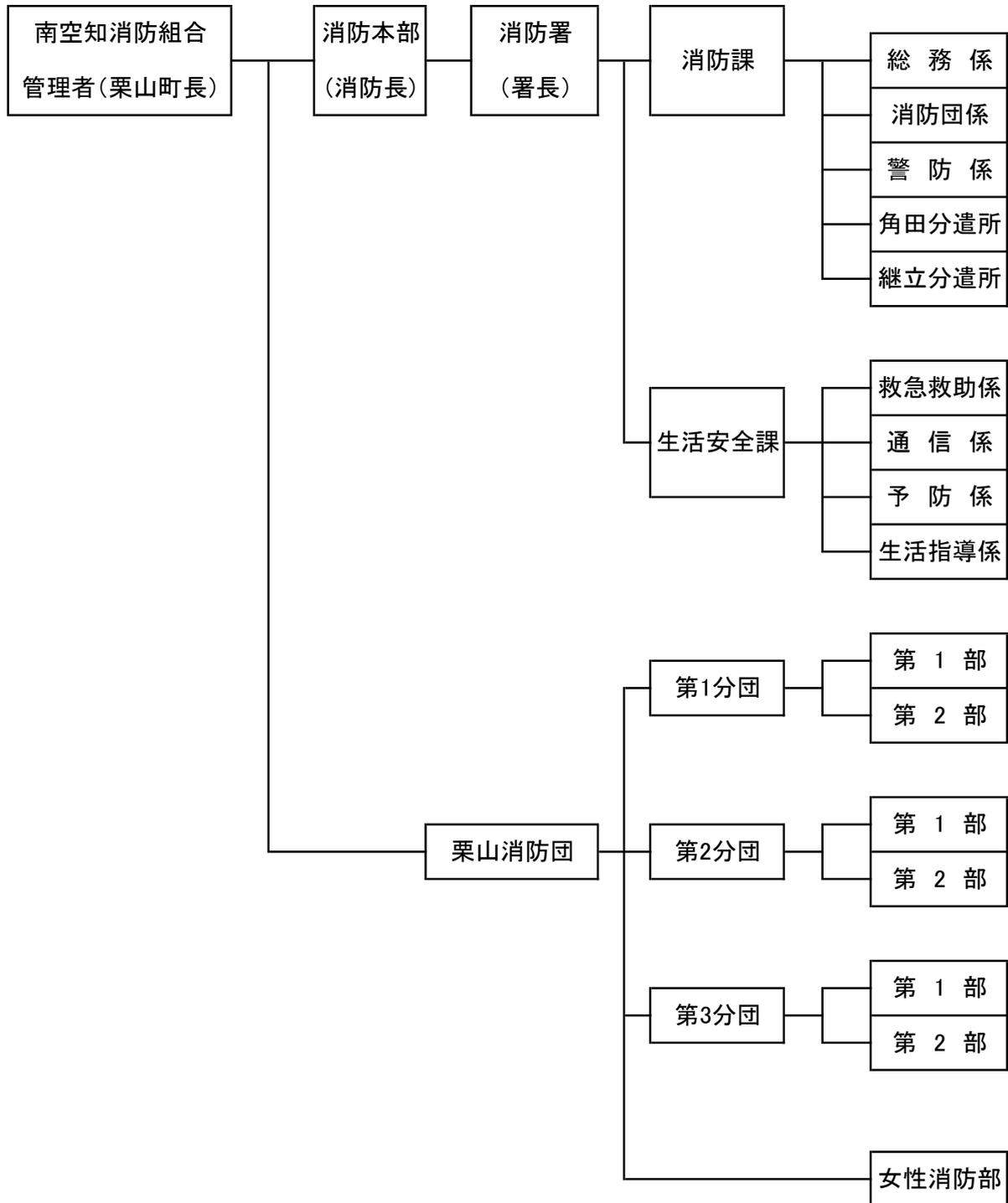
本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長
本 部 員	教育長、各対策部長

部	班	部局名	役割
【総務対策部】 総務課 経営企画課 出納室 議会事務局	【総務・広報班】 総務課 議会事務局	総務G 広報・防災・情報G DX・行革推進G 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。</li> <li>3 災害対策本部の庶務に関すること。</li> <li>4 避難指示等の発令に関すること。</li> <li>5 知事への災害報告に関すること。</li> <li>6 自衛隊、広域応援の派遣要請及び受入れに関すること。</li> <li>7 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 救助法に関すること。</li> <li>9 庁内の非常体制に関すること。</li> <li>10 気象予警報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>11 災害視察者、見舞者等の応接及び義援金等の受付に関すること。</li> <li>12 職員の動員計画に関すること。</li> <li>13 職員の非常招集に関すること。</li> <li>14 労務の供給に関すること。</li> <li>15 町民組織との連絡及び協力に関すること。</li> <li>16 国、道及び関係機関への要望及び資料調整に関すること。</li> <li>17 被災現場の写真撮影に関すること。</li> <li>18 災害広報に関すること。</li> <li>19 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>20 情報通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>21 議会との連絡調整に関すること。</li> <li>22 その他、他部及び部内の班に属さないこと</li> </ol>
	【財政資材班】 経営企画課 出納室	行政経営G 出納室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。</li> <li>2 災害経費の経理に関すること。</li> <li>3 物資の調達及び救援物資の受入れに関すること。</li> <li>4 町有財産被害の災害共済に関すること。</li> <li>5 町有財産の緊急使用に関すること。</li> <li>6 災害に伴う金銭(義援金等の受入れを含む)の出納及び保管に関すること。</li> </ol>
	【調査班】 経営企画課	地域政策G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域における被害の実態調査に関すること。</li> <li>2 災害に関する相談、苦情に関すること。</li> <li>3 町有財産の被害調査に関すること。</li> </ol>
【民生対策部】 福祉課 若者定住推進課 住民保健課 継立出張所 環境政策課	【福祉班】 福祉課 税務課	福祉・子育てG 課税G 収納G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設及の被害調査に関すること。</li> <li>2 避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>3 避難所における救助物資の配布に関すること。</li> <li>4 その他避難所に関すること。</li> <li>5 防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること。</li> </ol>
	【避難救護班】 福祉課 住民保健課 若者定住推進課	住民G 国保G 高齢者・介護・医療G 若者定住推進G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の避難所への誘導及び移送に関すること。</li> <li>2 被災者の救出、捜索、死体の収容に関すること。</li> <li>3 災害時避難行動要支援者の安全確保及び保護に関すること。</li> <li>4 災害による行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>5 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること。</li> <li>6 被災者及び災害業務従事者に対する食糧の供給に関すること。</li> </ol>
	【保健衛生班】 住民保健課	健康推進G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 被災者の健康管理・指導に関すること。</li> <li>3 感染症の予防に関すること。</li> <li>4 避難所の防疫に関すること。</li> <li>5 医薬品、衛生資機材等の供給確保に関すること。</li> <li>6 保健所、医療機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>7 応急救護所の開設及び管理に関すること。</li> <li>8 救急医療及び助産に関すること。</li> </ol>
	【環境対策班】 環境政策課 継立出張所	環境政策G 生活安全G ゼロカーボン推進G 継立出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること。</li> <li>2 死体の処理及び埋葬に関すること。</li> <li>3 被災地における環境保全及び公害対策に関すること。</li> <li>4 衛生関係施設の被害調査に関すること。</li> <li>5 防疫計画に関すること。</li> <li>6 災害時の防犯パトロールに関すること。</li> </ol>

本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長
本 部 員	教育長、各対策部長

部	班	部局名	役割
【建設対策部】 建設課 上下水道課	【施設管理班】 建設課	総務管理G 技術G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の通行禁止及び制限に関すること。</li> <li>2 道路、橋りょう、河川、農業排水、公園等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること。</li> <li>3 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関すること。</li> <li>4 障害物の除去に関すること。</li> <li>5 災害現場への土木・建築用資材等の輸送計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>6 危険水防区域の警戒巡視に関すること。</li> <li>7 栗山町水防計画に定める水防活動に関すること。</li> <li>8 公営住宅の被害調査、応急対策に関すること。</li> <li>9 被災住宅の応急危険度判定に関すること。</li> <li>10 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> </ol>
	【上下水道班】 上下水道課	上下水道G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 応急給水に関すること。</li> </ol>
【産業対策部】 産業振興課 農業委員会 ブランド推進課	【農林班】 産業振興課 農業委員会	農林業振興G 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>2 被災農家の援護対策に関すること。</li> <li>3 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。</li> <li>4 死亡家畜の処理に関すること。</li> <li>5 林野火災に関すること。</li> <li>6 治山に関すること。</li> <li>7 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	【商工班】 ブランド推進課	商工・労働G 観光・賑わい推進G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>2 被災商工業者の援護対策及び応急対策に関すること。</li> <li>3 食糧、生活必需品等の流通対策に関すること。</li> <li>4 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 観光客の安全対策に関すること。</li> </ol>
【文教対策部】 社会教育課 学校教育課 介護福祉学校	社会教育班	社会教育G	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設及び体育施設の被害調査及び応急対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>2 文化財の保護及び応急対策に関すること。</li> <li>3 社会教育施設及び体育施設の応急利用に関すること。</li> <li>4 社会教育施設の避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> </ol>
	学校教育班	学校教育G 学校経営改善室 介護福祉学校事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>2 学用品等の配給に関すること。</li> <li>3 災害時の応急教育対策に関すること。</li> <li>4 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。</li> <li>5 教職員の動員に関すること。</li> <li>6 学校給食の供給に関すること。</li> <li>7 学校教育施設の避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> </ol>

### 消防機関の組織



## 国土交通省管理重要水防箇所

番号	河川名	左右岸	種別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	計画高 水位	計画 築堤高	現況 堤防高	既往 災害
越-1	夕張川	右岸	越水・溢水		A	右岸上流	16.75 ~ 17.25	21.17	22.67	-	
越-2	〃	右岸	越水・溢水		A	-	17.25 ~ 17.41	21.43	22.93	-	
越-3	〃	右岸	越水・溢水		A	-	17.50 ~ 18.00	21.92	23.42	-	
越-4	〃	右岸	越水・溢水		A	右岸上流	18.00 ~ 22.70	24.60	26.10	-	
越-5	〃	右岸	越水・溢水	○	A	右岸上流	22.75 ~ 23.25	28.28	29.78	-	
越-6	〃	右岸	越水・溢水		B	右岸上流	23.25 ~ 23.33	28.70	30.20	-	
越-7	〃	右岸	越水・溢水		A	右岸上流	23.50 ~ 25.06	30.30	31.80	-	
越-8	〃	右岸	越水・溢水	○	A	右岸上流	25.25 ~ 32.75	38.06	39.56	-	
越-9	〃	右岸	越水・溢水		A	-	32.75 ~ 33.50	45.18	46.68	-	
越-10	〃	右岸	越水・溢水		A	右岸上流	33.50 ~ 34.21	46.16	47.66	-	
越-11	〃	右岸	越水・溢水		A	-	34.75 ~ 35.00	48.60	50.10	-	
越-12	〃	右岸	越水・溢水	○	A	右岸上流	35.00 ~ 36.75	50.39	51.89	-	
越-13	〃	右岸	越水・溢水		A	-	36.75 ~ 37.00	52.41	53.91	-	
越-14	〃	右岸	越水・溢水		A	右岸上流	37.50 ~ 38.00	53.68	55.18	-	
越-15	〃	右岸	越水・溢水	○	A	右岸上流	39.00 ~ 39.85	57.14	58.64	-	
越-16	〃	右岸	越水・溢水		A	-	40.25 ~ 40.50	59.20	60.70	-	
越-17	〃	右岸	越水・溢水	○	A	右岸上流	42.00 ~ 42.75	63.41	64.91	-	
越-18	〃	右岸	越水・溢水		B	-	42.75 ~ 43.75	65.03	66.53	-	
越-19	〃	右岸	越水・溢水		A	-	43.75 ~ 44.00	66.56	68.06	-	
越-20	〃	右岸	越水・溢水		B	-	44.00 ~ 44.25	67.08	68.58	-	
工-1	〃	-	工作物		A	馬追橋	17.41	21.67	23.17	25.57	
工-2	〃	-	工作物		B	由仁夕張川橋梁 (下り線)	22.70	27.93	29.43	-	
工-3	〃	-	工作物		A	由仁夕張川橋梁 (上り線)	22.71	27.93	29.43	-	
工-4	〃	-	工作物		A	夕張橋	25.06	31.47	32.97	-	
工-5	〃	-	工作物		A	多良津橋	34.21	47.14	48.64	-	
工-6	〃	-	工作物	○	A	円山橋	39.85	57.68	59.18	-	
旧-1	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	18.00 ~ 19.00	22.60	24.10	-	
旧-2	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	20.25 ~ 21.75	25.60	27.10	-	
旧-3	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	22.25 ~ 22.70	27.61	29.11	-	
旧-4	〃	右岸	旧川跡	○	要注意	右岸上流	22.75 ~ 23.33	28.28	29.78	-	
旧-5	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	23.50 ~ 24.00	29.49	30.99	-	
旧-6	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	24.75 ~ 25.06	31.47	32.97	-	
旧-7	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	25.25 ~ 26.25	32.72	34.22	-	
旧-8	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	26.50 ~ 28.50	35.52	37.02	-	
旧-9	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	30.25 ~ 31.25	40.99	42.49	-	
旧-10	〃	右岸	旧川跡		要注意	右岸上流	32.25 ~ 32.75	43.82	45.32	-	
重-1	〃	右岸	重点区間	○		右岸上流築堤	22.88 ~ 23.13	28.28	29.78	-	
重-2	〃	右岸	重点区間	○		右岸上流築堤	29.63 ~ 29.88	39.30	40.80	-	
重-3	〃	右岸	重点区間	○		右岸上流築堤	36.13 ~ 36.38	50.88	52.38	-	
重-4	〃	右岸	重点区間	○		右岸上流築堤	38.96 ~ 39.13	56.11	57.61	-	
重-5	〃	右岸	重点区間	○		右岸上流築堤	42.38 ~ 42.63	63.41	64.91	-	

## 北海道管理重要水防箇所

番号	河川名	左右岸	起点位置（k m）			終点位置（k m）			重要水防区域延長	重要度	築堤有無	備考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	雨煙別川	左岸	中央一丁目	(町) 公園橋から0.15km上流	1.30	中央一丁目	万年橋から0.11km下流	1.40	0.10	B	有	樋門
2	雨煙別川	左岸	中央一丁目	万年橋から0.09km上流	1.60	中央一丁目	(町) 中央橋から0.02km下流	1.70	0.10	B	有	樋門
3	雨煙別川	左岸	松風二丁目	(町) 山の手橋から0.05km上流	2.10	朝日二丁目	(国) 朝日橋から0.30km下流	2.20	0.10	B	有	
4	雨煙別川	左岸	朝日三丁目	(道) 雨煙別橋から0.21km上流	2.90	朝日三丁目	ポンウエンベツ川との合流点	3.00	0.10	B	有	
5	雨煙別川	左岸	北学田	(町) 杉田橋から0.08km上流	5.00	北学田	(町) 第6号橋から0.13km下流	5.10	0.10	B	有	
6	雨煙別川	左岸	雨煙別	(町) 鳩山橋から0.04km下流	6.10	雨煙別	(町) 鳩山橋から0.06km上流	6.20	0.10	B	有	
7	雨煙別川	左岸	雨煙別	(町) 緑橋から0.13km下流	7.50	雨煙別	中の沢川との合流点	7.70	0.20	B	有	樋門
8	雨煙別川	右岸	桜丘一丁目	(国) 朝日橋から0.20km上流	2.60	桜丘一丁目	(道) 雨煙別橋から0.01km上流	2.70	0.10	B	有	
9	阿野呂川	左岸	南学田	(町) 稲穂橋	1.94	南学田	(町) 稲穂橋から0.96km上流	2.90	0.96	B	有	
10	阿野呂川	左岸	御園	(町) 継立5号橋	6.26	御園	(道) 月見橋	7.58	1.32	B	有	樋門
11	阿野呂川	左岸	日出	(農) 農道橋から0.35km下流	12.00	日出	(農) 農道橋	12.35	0.35	B	有	樋門
12	阿野呂川	左岸	日出	(農) 農道橋	12.85	日出	(農) 農道橋	13.95	1.10	B	有	樋門
13	阿野呂川	左岸	日出	(農) 農道橋	13.95	日出	(農) 農道橋から0.85km上流	14.80	0.85	B	有	樋門
14	阿野呂川	右岸	大井分	(町) 稲穂橋	1.94	大井分	(町) 3号橋	4.15	2.21	B	有	

別表第4(第7章第1節第4関係)

## 水門等一覧表

番号	河川名	左右岸	水門名等	施設の位置	ゲート数	管理者	備考
1	雨煙別川	左岸	錦川排水樋門(L-1)	中央1丁目344番地	1	北海道	
2	"	左岸	左岸第8号排水樋門	朝日2丁目50番地1	1	北海道	
3	"	左岸	左岸第9号排水樋管	朝日2丁目50番地4	1	北海道	
4	"	右岸	雨煙別1号樋管	字湯地155番地	1	北海道	
5	"	右岸	溝口排水樋門	字緑丘525番地	1	北海道	
6	阿野呂川	右岸	中川排水樋管	継立	1	北海道	
7	"	左岸	井澤排水樋管	継立	1	北海道	
8	"	右岸	国岡第一排水樋管	継立	1	北海道	
9	"	右岸	国岡第二排水樋管	継立	1	北海道	
10	"	左岸	尻無川下流樋門	字南学田	1	北海道	
11	"	左岸	尻無川排水樋門	字南学田63番地10	2	北海道	
12	"	右岸	第一号排水樋管	字日出	1	北海道	
13	"	左岸	第二号排水樋管	字御園	1	北海道	
14	"	左岸	尻無川上流樋管	字南学田48番地6	1	北海道	
15	"	右岸	第三号排水樋門	字日出	1	北海道	
16	"	左岸	今川ノ沢排水樋門	字日出	1	北海道	
17	"	左岸	難波排水樋管	字日出	1	北海道	
18	"	左岸	春日の沢排水樋門	字日出	1	北海道	
19	"	右岸	徳野排水樋管	字日出	1	北海道	
20	"	右岸	谷内排水樋管	字日出	1	北海道	
21	"	左岸	川岸排水樋管	夕張市富野字1番地	1	北海道	
22	ポンアノロ川	右岸	第一号排水樋管	継立	1	北海道	
23	"	右岸	第二号排水樋管	継立	1	北海道	

## 別表第5(第8章第4関係)

## 防災関係機関等との通信連絡系統

機 関 名	担当部署	所 在 地	通 信 系 統		
			電話番号	FAX	その他
札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	庶務課	岩見沢市日の出北2丁目1番地5号	0126-22-4000	0126-22-4006	
札幌開発建設部 札幌南農業事務所	所長 第1工事課長	北広島市中央6丁目8番地	011-376-6030	011-376-6038	
札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所		夕張市南部青葉町573番	0123-55-2111	0123-55-4633	
札幌開発建設部 川端ダム管理支所		栗山町字滝下53番地2	0123-85-2311	0123-85-2111	
札幌開発建設部 江別河川事務所	計画課	江別市高砂町5番地	011-382-2358	011-382-3857	
北海道森林管理局 空知森林管理署		岩見沢市3条東17丁目34番地	0126-22-1940	0126-22-3386	
北海道農政事務所	企画調整室	札幌市中央区南22条西6丁目2番22号	011-330-8801	011-552-0530	
陸上自衛隊 第7師団 第72戦車連隊	第3科	恵庭市柏木町531番地	0123-32-2101	-	
空知総合振興局 森林室		岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155	0126-22-1186	
空知総合振興局	地域創生部 地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033	0126-25-8144	
空知総合振興局 保健環境部 由仁地域保健支所		由仁町新光195番地	0123-83-2221	0123-83-3866	
空知総合振興局 産業振興部 空知家畜保健衛生所		岩見沢市岡山町12-37	0126-22-4212	0126-23-9676	
空知総合振興局 札幌建設管理部 長沼出張所		長沼町錦町北1丁目3番14号	0123-88-2346	0123-88-2705	
空知農業改良普及センター 空知南東部支所		栗山町字中里67番地36	0123-72-2358	0123-72-7276	
栗山警察署	警備課	栗山町朝日3丁目115番地11	0123-72-0110	0123-72-0110	
栗山町	総務課	栗山町松風3丁目252番地	0123-72-1111	0123-72-3179	
南空知消防組合 消防署		栗山町中央3丁目309番地2	0123-72-0150	0123-72-6906	
東日本電信電話(株) 北海道事業部	災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目2番4号	011-212-4466	011-222-9254	
北海道電力ネットワーク(株) 栗山ネットワークセンター		栗山町朝日3丁目99番地	0123-72-1071	0126-72-5830	
北海道旅客鉄道(株) 追分駅		安平町追分中央1番地	0145-25-2611	0145-25-2612	
日本郵便(株) 栗山郵便局		栗山町中央3丁目238	0123-72-1165	0123-72-4112	
栗山土地改良区		栗山町松風3丁目299番地3	0123-72-1518	0123-72-0074	
空知南部医師会		栗山町中央4丁目31番地	0123-72-0058	0123-72-7970	
日本赤十字社北海道支部 空知地区	地区長 地域福祉係	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0105	0126-25-6759	
そらち南農業協同組合	管理部	栗山町中央3丁目104番地	0123-72-1313	0123-72-3364	
北海道中央農業共済組合 南空知支所		長沼町宮下1丁目1番1号	0123-88-3233	0123-88-2602	
栗山商工会議所		栗山町中央2丁目1番地	0123-72-1278	0123-72-4001	
南空知森林組合		栗山町字湯地91番地65	0123-72-8122	0123-72-8133	
北海道猟友会栗山支部		栗山町松風2丁目308番地2	0123-72-1422	-	
栗山建設協会		栗山町朝日4丁目29番地8	0123-72-5700	0123-72-5701	

別表第6(第9章第1節第1関係)

## 防災資機材保有状況

令和6年12月31日現在

区分	分類	種別	規格	単位	合計	水防倉庫	上下水道	環境政策	総務課	消防署	備考
物資	救助用品	担架		台	4	-	-	-	3	1	
物資	救助用品	ライフジャケット (救命胴衣)	大人用	着	13	-	-	-	-	13	
物資	警備用品	安全ロープ	φ12mm 100m/巻	巻	1	-	-	-	-	1	
物資	警備用品	安全ロープ	φ21mm 50m/巻	巻	11	6	-	-	-	5	
物資	警備用品	セーフティーコーン	H700mm	個	73	49	-	-	10	14	
物資	警備用品	バリケード	A形バリ	台	14	14	-	-	-	-	
物資	警備用品	バリケード	単管式	脚	6	6	-	-	-	-	
物資	警備用品	リングバー	セーフティーコーン用	本	6	6	-	-	-	-	
物資	ケーブル類	ドラム式コード (電エドラム)	20~30m/台	台	32	5	-	-	25	2	発電機用
物資	工具	カマ(鎌)		丁	33	20	-	-	-	13	
物資	工具	しの		丁	2	-	-	-	-	2	
物資	工具	スコップ	剣先	丁	64	40	-	-	-	24	
物資	工具	スコップ	角	丁	13	4	-	-	-	9	
物資	工具	ツルハン(鶴橋)		丁	9	2	-	-	-	7	
物資	工具	とび口		丁	167	4	-	-	-	163	
物資	工具	ナタ(鉋)		丁	5	3	-	-	-	2	
物資	工具	ノコ(鋸)		丁	14	10	-	-	-	4	
物資	工具	ハンマー		丁	6	3	-	-	-	3	
物資	工具	掛矢(木槌)		丁	15	10	-	-	-	5	
物資	工具	ベンチ		丁	10	6	-	-	-	4	
物資	工具	クリッパー		丁	5	-	-	-	-	5	
物資	工具	一輪車		台	5	3	-	-	-	2	
物資	工具	おの(斧)		丁	7	4	-	-	-	3	
物資	工具	ドレン箆		戊	0	-	-	-	-	-	
物資	工具	竹ホーキ		本	3	3	-	-	-	-	
物資	工具	バケツ	#10	個	82	-	-	-	80	2	
物資	工具	ひしゃく	480mm×620mm	個	4	1	-	-	-	3	
物資	工具	水中ポンプ	ツルミ 100V-50φ	台	0	-	-	-	-	-	
物資	工具	排水ホース	ビニール 50φ×60m	巻	0	-	-	-	-	-	
物資	発動発電機	発動発電機	1.0kVA未満	台	1	-	-	-	-	1	
物資	発動発電機	発動発電機	1.0~2.0kVA	台	14	1	-	-	7	6	
物資	発動発電機	発動発電機	2.0~4.0kVA	台	10	-	-	-	7	3	
物資	照明器具	懐中電灯		個	99	18	-	-	32	49	
物資	照明器具	投光機	500W未満	基	20	4	-	-	16	-	発電機用
物資	照明器具	投光機	500~1000W	基	6	1	-	-	-	5	
物資	保安用品	テント		張	3	-	-	-	2	1	
物資	保安用品	ポリタンク	浄水用	個	68	-	68	-	-	-	
物資	保安用品	雨合羽		着	182	20	-	-	-	162	
物資	保安用品	長靴		足	41	11	-	-	-	30	
物資	保安用品	胴長		足	7	2	-	-	-	5	
資材	油処理材	オイルマット	タフネル BL-65 65cm×65cm×4mm	枚	220	-	-	120	-	100	
資材	油処理材	オイルマット	オイルプロッター F-1型	本	2	-	-	2	-	-	
資材	油処理材	オイルフェンス	タフネル TF-200 10m/本	本	5	-	-	-	-	5	
資材	油処理材	油処理剤	スマレイ(油のみ吸着活性炭)	袋	4	-	-	-	-	4	
資材	油処理材	油処理剤	シーグル N800 18L/缶	缶	0	-	-	-	-	-	
資材	油処理材	中和剤		L	78	-	-	-	-	78	
資材	土木用材	なまし鉄線		kg	42	40	-	-	-	2	
資材	土木用材	土のう袋		枚	2,450	2,000	-	-	-	450	

水防工法一覧表

水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水(溢水)による場合…堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から欠壊していく
- ② 浸透(漏水)による場合…河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合………河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工(連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川	釜段工(釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工(簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	裏対策	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるときにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
決壊		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
き裂	天端	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
		折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	天端～裏のり	くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
		控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材		
				現在		
裏 の り 崩 壊	き  裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太	
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう	
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
		立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ	
	崩  壊	崩	くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
			土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
			つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		壊	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
			築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
			その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川
その他	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車		

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

## (2) 水防用語

### ① 土俵、土のうに用いられる用語

棧 俵 …………… たわらの両側をふたするもので、稲わらでたわらと別にあらかじめ円形に編み用意されている。

一壺がけ …………… たわらに棧俵を取りつける方法で1箇所づつなわを通してとめる方法。

二壺がけ …………… たわらに棧俵を取りつける方法で2箇所づつなわを通してとめる方法。

小口ならべ …………… 土俵や土のうの積み方として小さい面が水に向かうように積む方法。

長手ならべ …………… 小口ならべに対して長いほうの面が水に向かうように積む方法。

いも継ぎ …………… 土俵や土のうを積み重ねるとき、その継ぎ目が一点に集中するような積み方をする場合で、積み土俵工などでは極力避けなければならない。

吠 …………… 穀物、肥料あるいは塩などを入れ貯蔵や運搬に供するため、わらを編んで作った袋で中に土をつめ土俵として利用される。塩用に作ったものはその編目も細かく土俵として適当でとくにこれを塩吠と呼ぶことがある。

あんこ …………… 土のうだけでは水密性に欠けることが多いので、土のうと土のうとの間に土を入れ踏み固めこれに対応するもので、中に入れる土のことをいう。

えん し 匙 …………… スコップのことで日本語の漢字をあてたもの。

す こ ま き 巻き …………… 巻き寿司を作るときに要領で河岸決壊防止のためシート張りやむしろ張りを施工するとき重り土のうを実として寿司状に巻き、水中に投入する直前の状態をいう。

まくら ひかえ 枕 土俵・枕土のう …………… 控なわが堤防に食い込み、堤防を傷つけないように、堤防のり肩付近に土俵、土のうを置き、その上にロープ、なわをのせ堤防を傷つけないようにする土俵や土のうのこと。

おど ど 煽り止め …………… むしろ張りやシート張りなどの工法でむしろ、シートが洪水によってめくれまいよう重り土のうなどで押さえることをいう。

重り土のう …………… おどり止めやあみ工などに重りとして用いられる土のうや土俵をいう。

### ② なわ使用上の用語

ひかえ 控 な わ …………… 木流し、むしろ張り工などの工法に用いられ堤防裏のり肩付近の止めくいに結束され控えとするものである。摺 なわとも書く。

ふたご 二子なわ …………… 一重なわでは強度が不足する場合、なわ編み機などで二重のなわにして用いる。

使用箇所…木流し工の木と重り土のうと結束、むしろ張り工のむしろ縫い用のなわなど。

みつご 三子なわ …………… 二子なわよりさらに強度が要求されるような場合なわ3本をたばねて使用する。

使用箇所…木流し工の土俵取付用つりなわ、むしろ張り工の控えなわ、重り土のうつりなわなど。

舟 結 び …………… むしろ張り工の力竹なわを結ぶとき用いられる。

「の」の字結び …………… 重り土俵になわを結束するとき、または、表むしろ張り工のむしろつりなわと骨竹とを結束するときなどに用いられる。

いぼ結び …………… 重り土俵になわを結束するとき用いられる。

みみかくし …………… むしろ張り工のむしろ最下端に重り土俵を結束する方法、あるいは木流し工において幹になわをみみかくしに結束し重り土俵、土のうを結びつける。

### ③ くいに関する用語

- 留め杭……………控えとして用いられるなわ、ロープ、鉄線を結束するために打ち込まれるくい、止め杭とも書く。
- 控え杭……………釜段工や月の輪工として積み上げた土俵や土のうが滑動しないように串ざし状に打ち込むくいである。
- 並べ杭……………くい打ち積土俵工など積み上げる土俵、土のうが通りよく並ぶように一直線に約60cmくらいの間隔で打ち込んだくい。
- 押さえ木……………くい打ち積土俵工の支木の中央部付近を支えるように打ち込んだくい。
- 千鳥配置……………千鳥がジグザグに歩く様子からきた言葉で、一直線でなくジグザグに配置することをいう。

### ④ 竹に関する用語

- 小割竹……………太い丸竹を何本かの小さい竹に割ってしがら組みなどにして用いる竹。
- 半割竹……………丸竹を半分に割って用いる竹で、中のふしをとって樋として用いることもある。
- 2年子竹……………老竹でなく柔軟性のある2年目くらいの竹をいう。
- 力竹……………むしろ張り工に用いる竹で縫いあげたむしろの上、下端にとりつける丸先でむしろの縫いなわを舟結びで結束する。
- 骨竹……………むしろ張り工の縫いむしろを補強するために、細目の竹をたがいちがいにむしろに縫い込む竹をいう。
- 竹針……………むしろ張り工のむしろ1枚1枚をなわで縫うとき針のようにして用いる先をとがらせた竹をいう。
- 竹ピン……………川裏側でむしろ張り工を行う場合むしろの重ね合わせ部分に半割竹を当て、これに2年小竹の竹ピンを50cm間隔くらいにさし込み堤防に密着させる場合などに用いられる。
- 竹棚・竹しがら編み……………築き廻し工や土俵羽口工などに用いられ、くいや土俵が一体となって働くように竹を編みあげて補強する策として利用される。
- 蛇腹編み……………土俵羽口工などで竹を交互に編みあげていくこと。

### ⑤ 蓆使用に用いられる用語

- 針子縫い……………竹ピンでむしろを止め、煽（おど）り止めをすることをいう。

### ⑥ その他難解な水防用語

- 堤防がうむ……………堤防が長時間にわたって洪水に浸された場合に生じる現象で堤防が飽和した、いわゆるぬかるみ状をいう。うむという字は漢字で熟むが当たり、土質用語ではクィックサンドが適当である。
- 堤防決壊……………堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で浸食やのり崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では堤防の全部が決壊し、破堤・氾らんしている状態と混同されやすいので、具体的に裏のり崩れ、漏水、破堤・氾らんなどの言葉を用いることが望ましい。
- パイピング……………堤体内の浸透水圧のため、土中の細かい粒子が洗い流され、堤体にパイプ状の水みちができ、堤防を破壊する原因となる。土質用語でボイリングの一種である。

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

### (3) 水防工法の解説

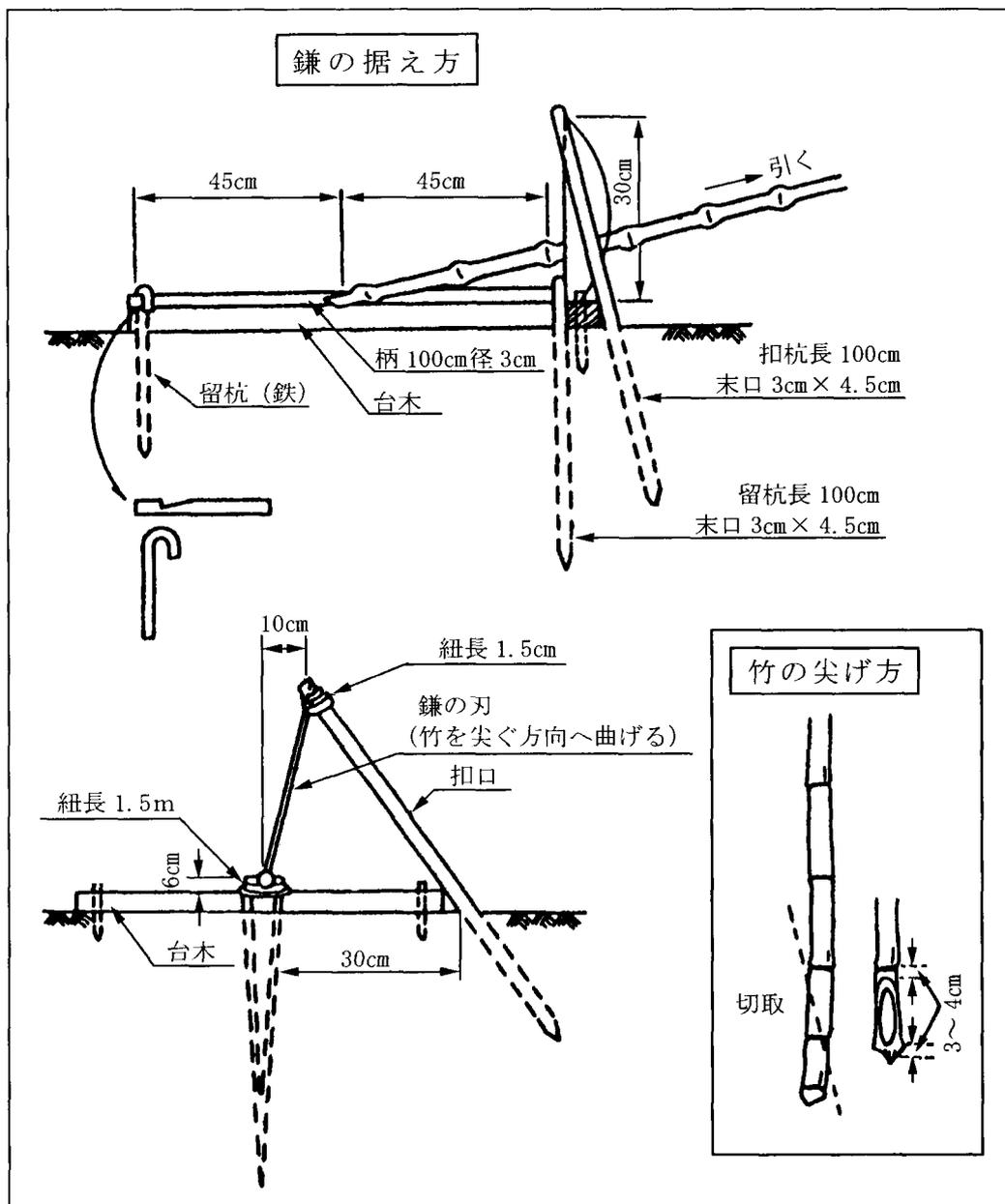
#### ① 竹尖げ、杭拵え



#### (竹尖げ)

竹尖げの用途: 五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。

尖げ方: 竹の径の五倍くらいのあいだを片のめにそぎ、尖端には割れを防ぐため節を残す。竹尖げ専用の鎌を台木に取り付け、枕木を地上に打って台木を固定し、1人が鎌に接して、折敷の姿勢をとり他の2人が後から引く。竹をおさえる位置は竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の中だけ内にして引けば30cm位に尖がる。

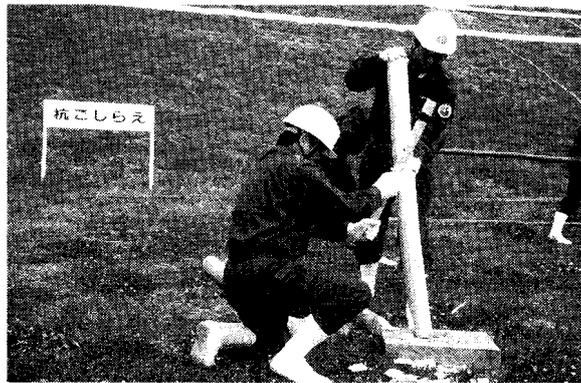
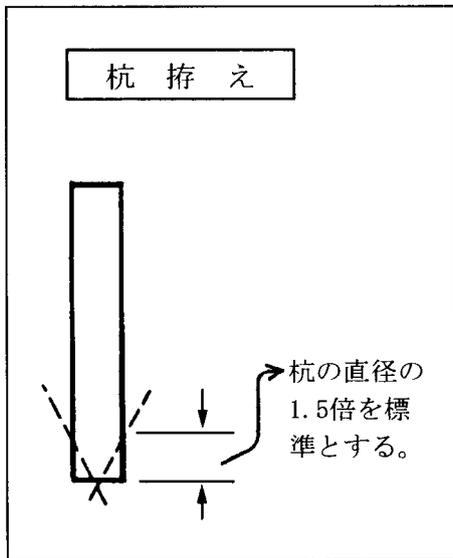


鎌の据え方の要点

- (1) 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄を1回宛巻いていぼ結びに締め付ける。
- (2) 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折にして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。
- (3) 竹尖げの所要時間は15分で20本を標準とする。

竹尖げ数量表(1組当たり15本)

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
3人	竹	目通周 18cm 末延	本	15	鎌	丁	1	



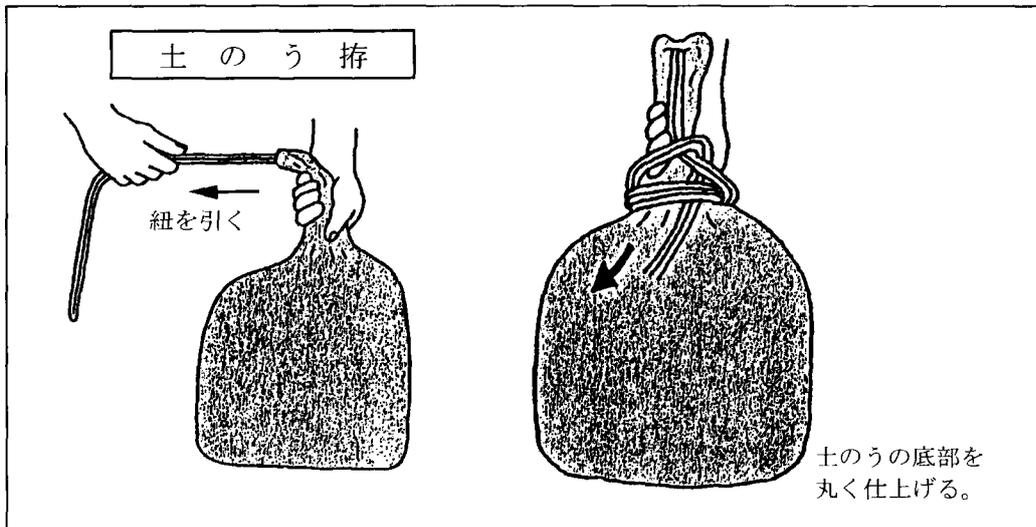
拵え方: 2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

杭拵え数量表(1組当たり10本)

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	杭	末口 9cm 長 1.2m	本	10	ナタ	丁	1	

② 土のう作り

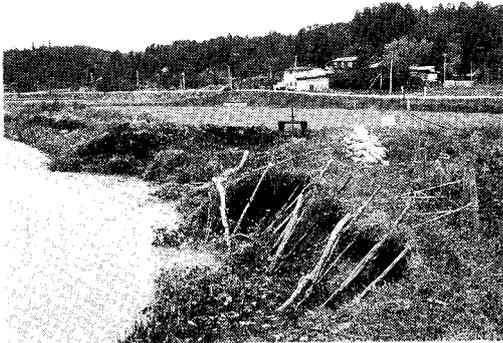
拵え方: 土のうに土砂を30kg~50kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終えたら、紐を2~3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



土のう拵え数量表(1組当り20袋)

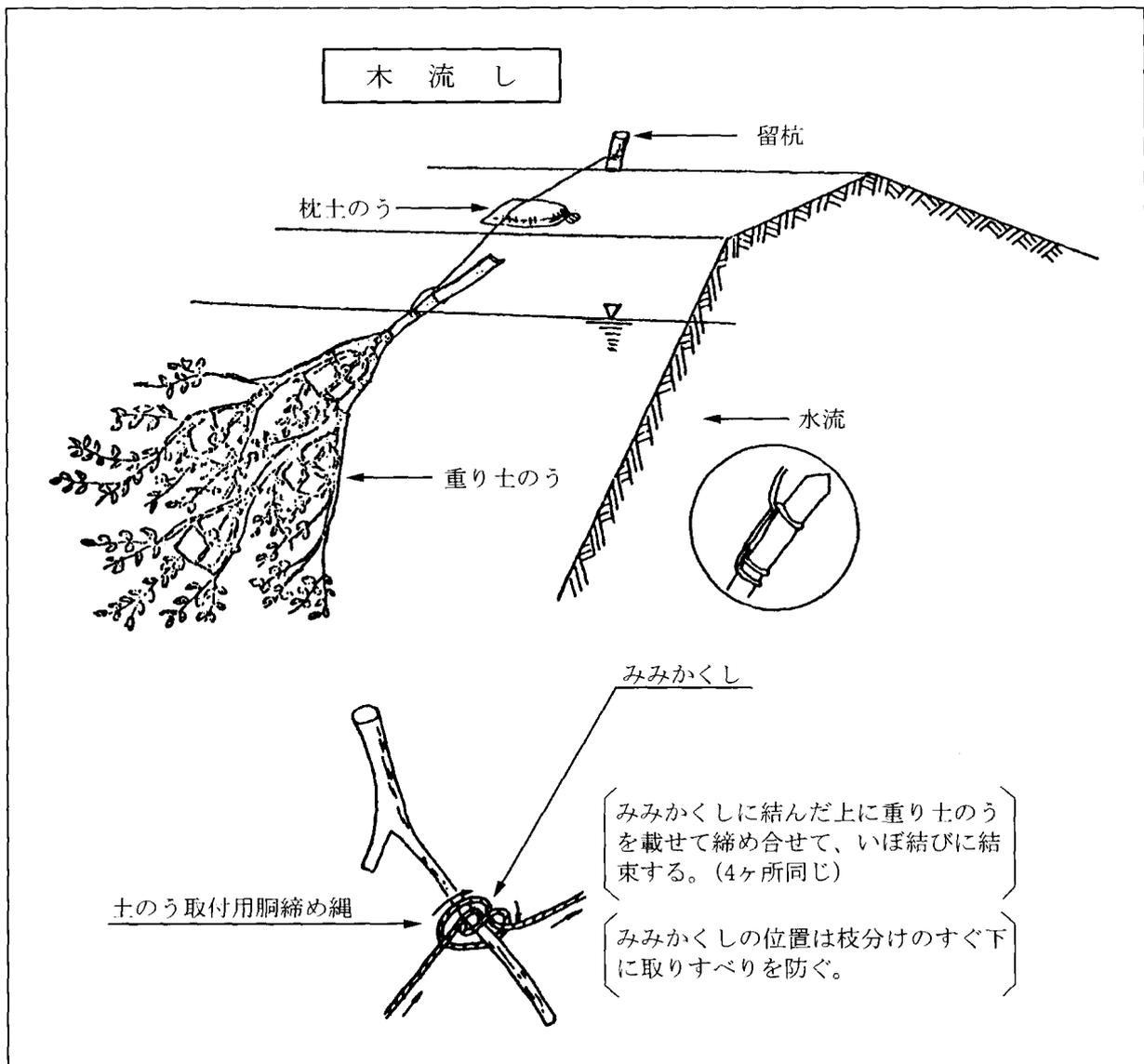
人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1	

③ 木流し(竹流し)



目的:急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

拵え方:枝葉の繁茂した樹木(又は竹)根本から切り、枝に重り土のう(又は石俵)を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。



木流し数量表(1組当り1本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
10人	雑 木	長 約5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢	丁	1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	"	1	ペンチ	"	1	
	土 の う	ひ も 付 き	袋	5				
	二子縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三子縄 (吊 縄)	長 14.5m (2ツ折)	"	4				
	鉄 線	10# 亜鉛鍍	m	20				

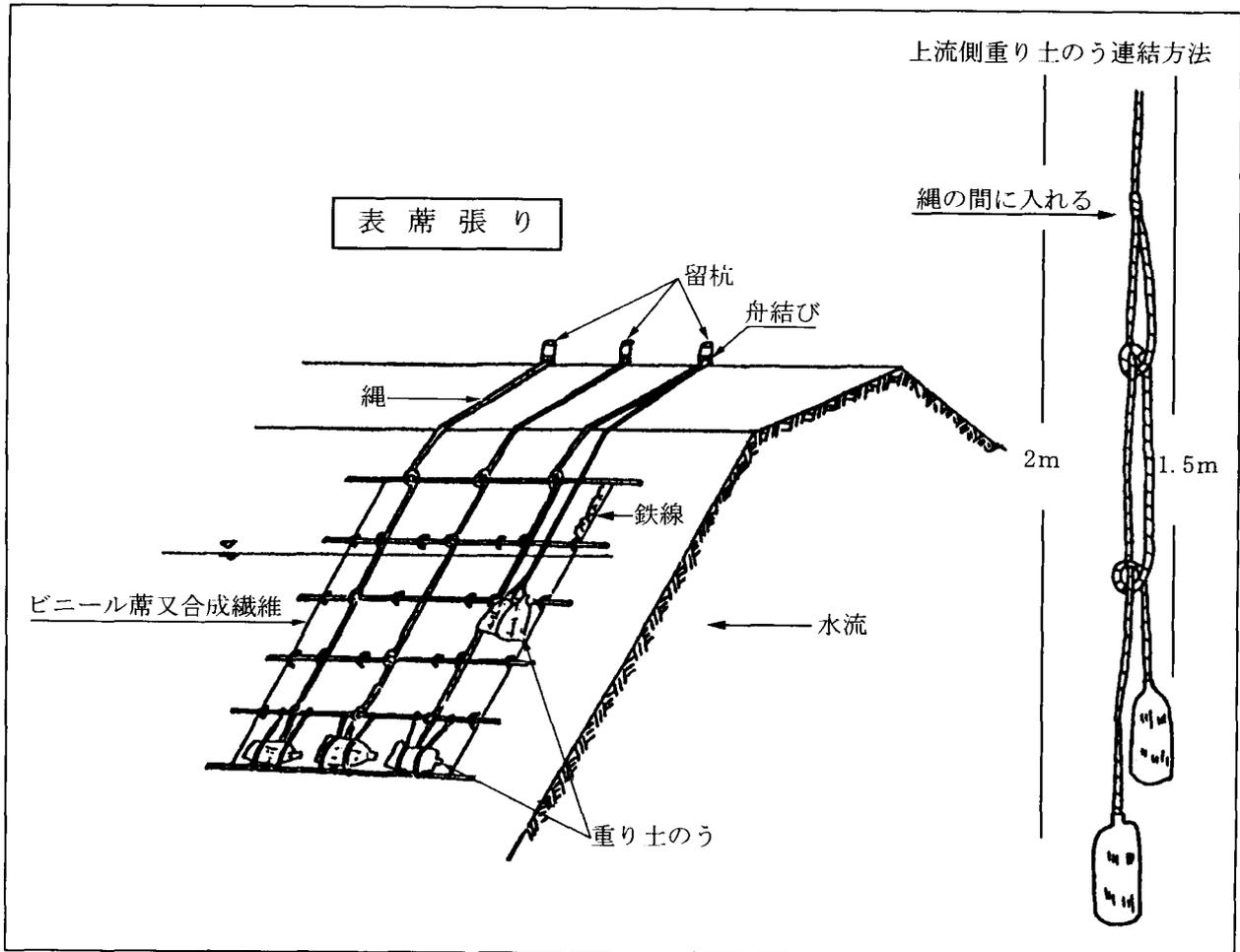


④ <sup>おしてむしる</sup>表 蓆 (シート) 張り



目 的 : 川表法崩壊及び透水防止。

拵 え 方 : 崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合わせ、(シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。)横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹(長さ45cm、幅2cm位)を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうをのせて固定させる。



(注)上流側の下の重り土のうは、蓆の端より2.0mの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端より1.5mの位置よりおろせば適当な所に来る。

表蓆張り数量表〔ビニール蓆又は合成繊維シート使用〕(1組1枚当り)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	蓆	ビニール蓆 90cm×180cm 又は 合成繊維シート 5.0m×2.7m	枚	9	縫 針	個	2~3	合成繊維シートの場合、縫針必要なし
	竹	目通り 9cm 長 2.9m	本	6	掛 矢	丁	1	
	杭	末 口 10cm 長 1.2m	〃	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひ も 付 き	袋	5				枕土のう外3袋
	二子縄	長 3.5m(ビニール可)	筋	2				合成繊維シート使用の場合必要なし
	〃	長 5.5m( 〃 )	〃	2				〃
	〃	長 6.5m( 〃 )	〃	6				
	〃	長 61.0m( 〃 )	〃	1				
	蓆吊縄	長 11.0m( 〃 )	〃	3				
	三子縄	長 12.0m( 〃 )	〃	3				
	〃	長 7.5m( 〃 )	〃	2				
	〃	長 14.5m( 〃 )	〃	1				

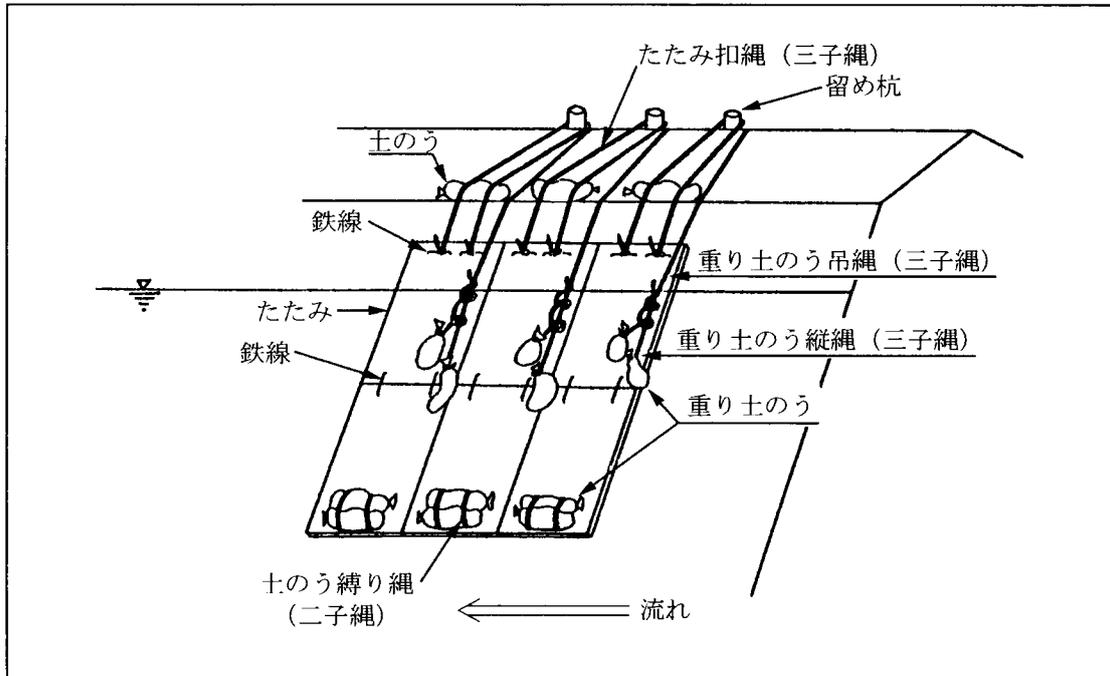


懸命に水防作業にもかかわらず、水位は上昇を続け、ついに越水が始まる  
堤防を覆ったシートの上を幾筋かの水が流れ落ちる状況

〔畳張り工〕

従来より使われている表蓆張と同様な効果を期待して考案された方法であり、出水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

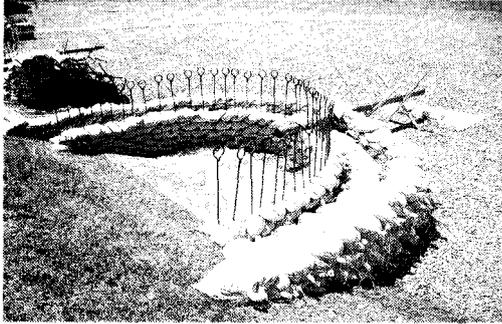
畳二枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り上端に鉄線を介して扣縄を結び、この二枚一組を順次すべり落し川裏に打ちつけた留杭に固定し、最後に重り土のうを上流端に置いていく。



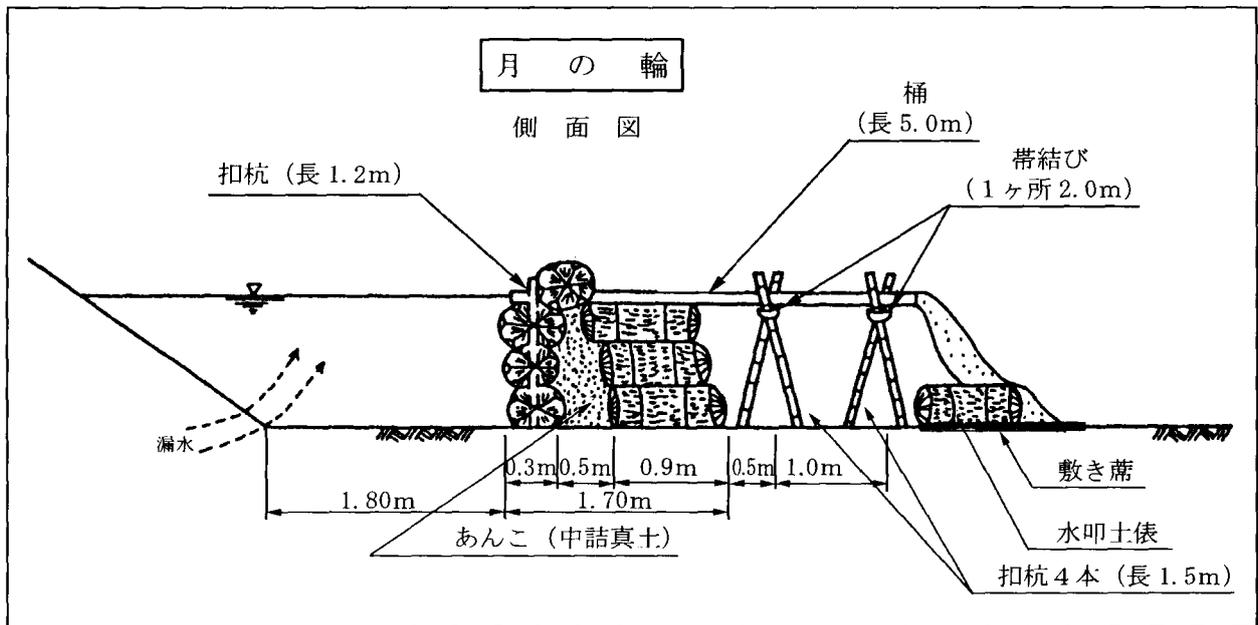
数量表

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	畳	(1.8m×0.9m)	枚	6	掛 矢	丁	1	
	木 杭	長さ 1.2m 末口 9cm	本	3	ペンチ	"	3	
	土 の う		袋	15				
	鉄 線	8 # 1.5mもの	本	18				
	たたみ扣縄 (三子縄)	12mもの	"	16				
	重り土のう 吊 縄 (三子縄)	14.5mもの	"	3				
	重り土のう 縦 縄 (三子縄)	7.5mもの	"	6				
	たたみ下端 重り土のう 縛 り 縄 (二子縄)	7mもの	"	6				

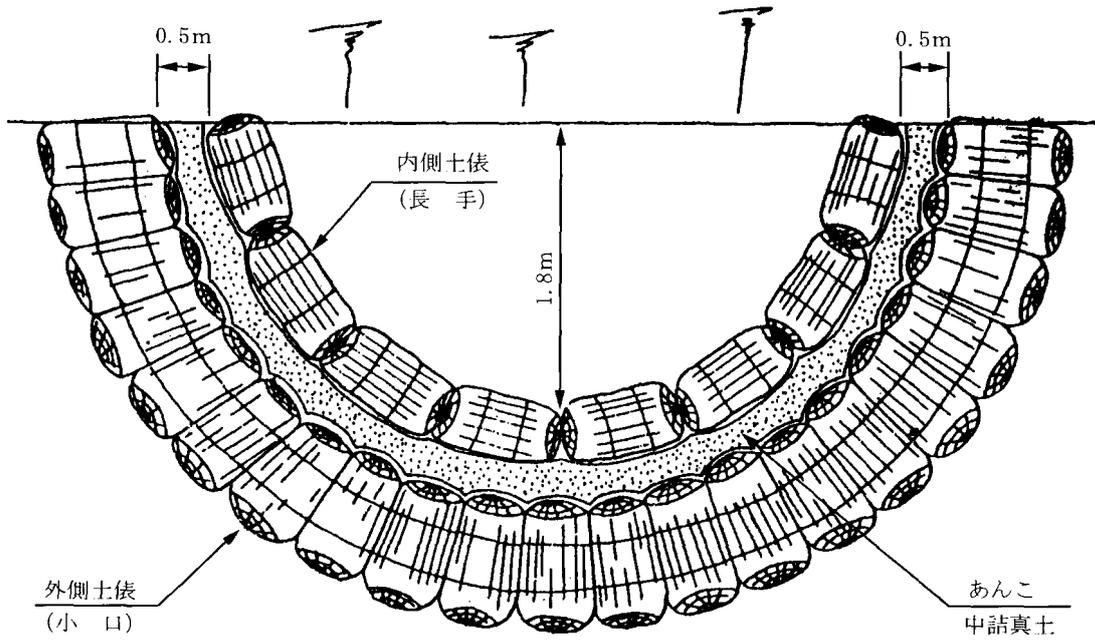
⑦ 月 の 輪



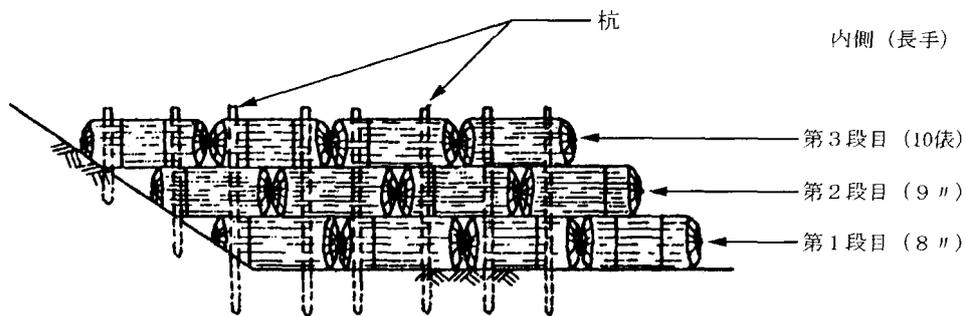
目 的 : 川裏の漏水を堰き上げて渗透水の圧力を弱める。  
 拵 え 方 : 漏水口の周囲法先に土俵を半月状(半径1.8m)に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。



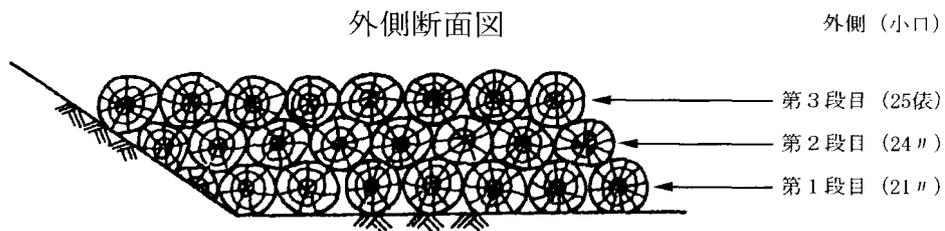
平面図 (第1段)



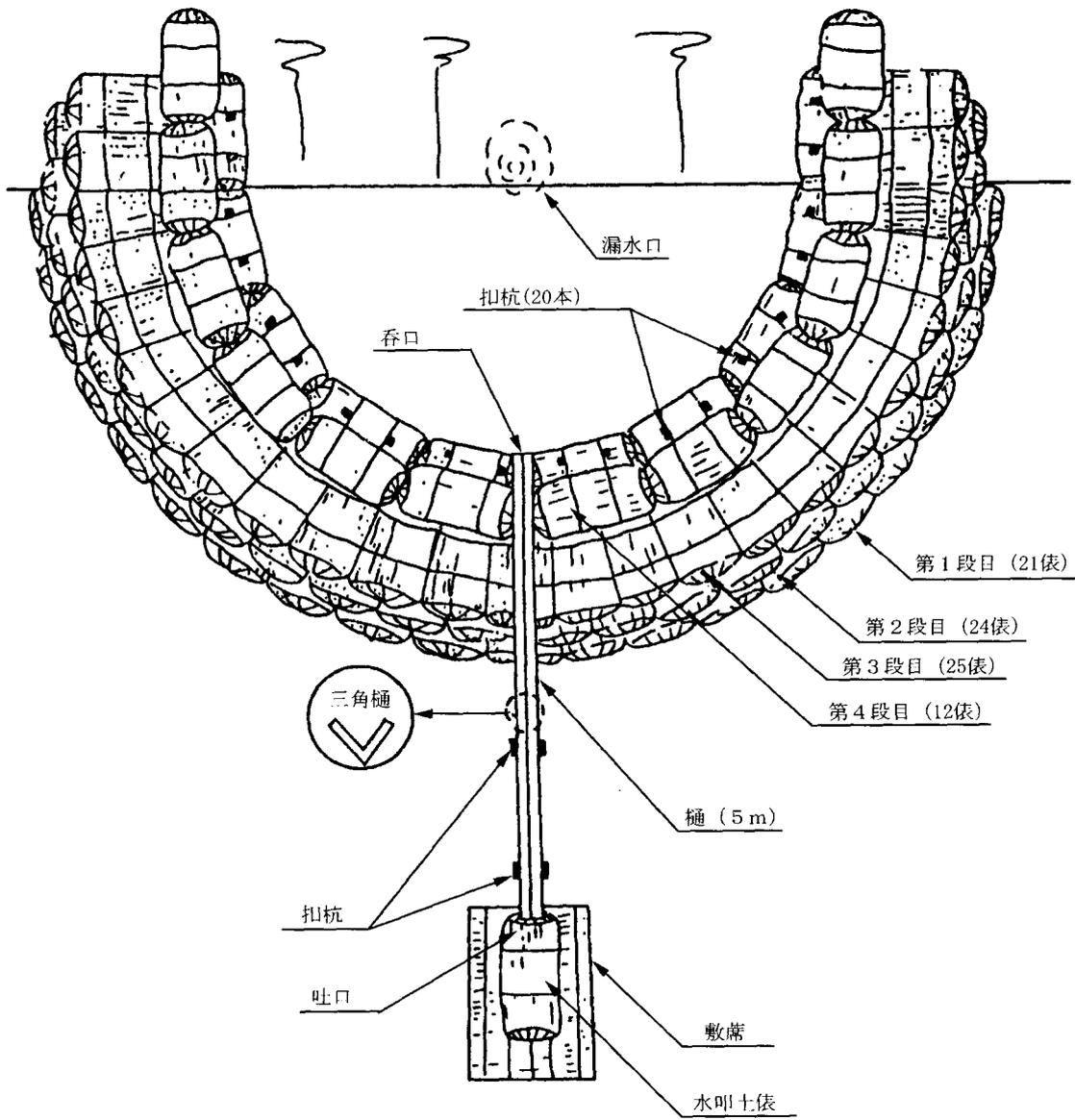
内側断面図



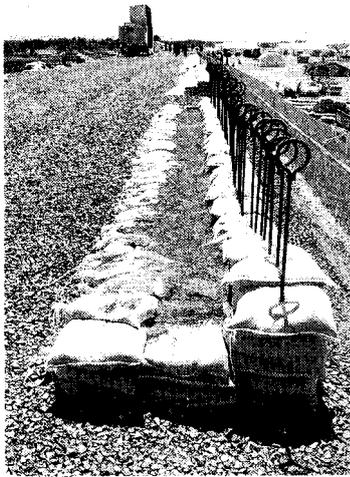
外側断面図



平面图 (完成)

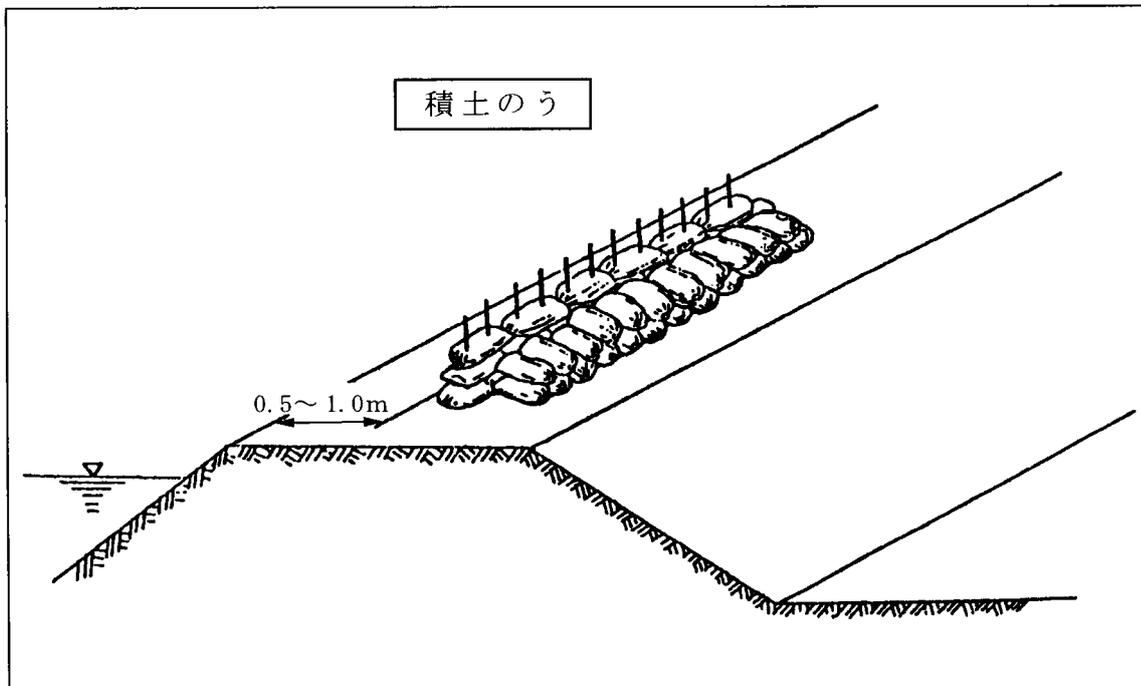


⑧ 越水防止工



目的:越水防止。

拵え方:表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m～1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。



積土のう数量表(1組当り)10m当り

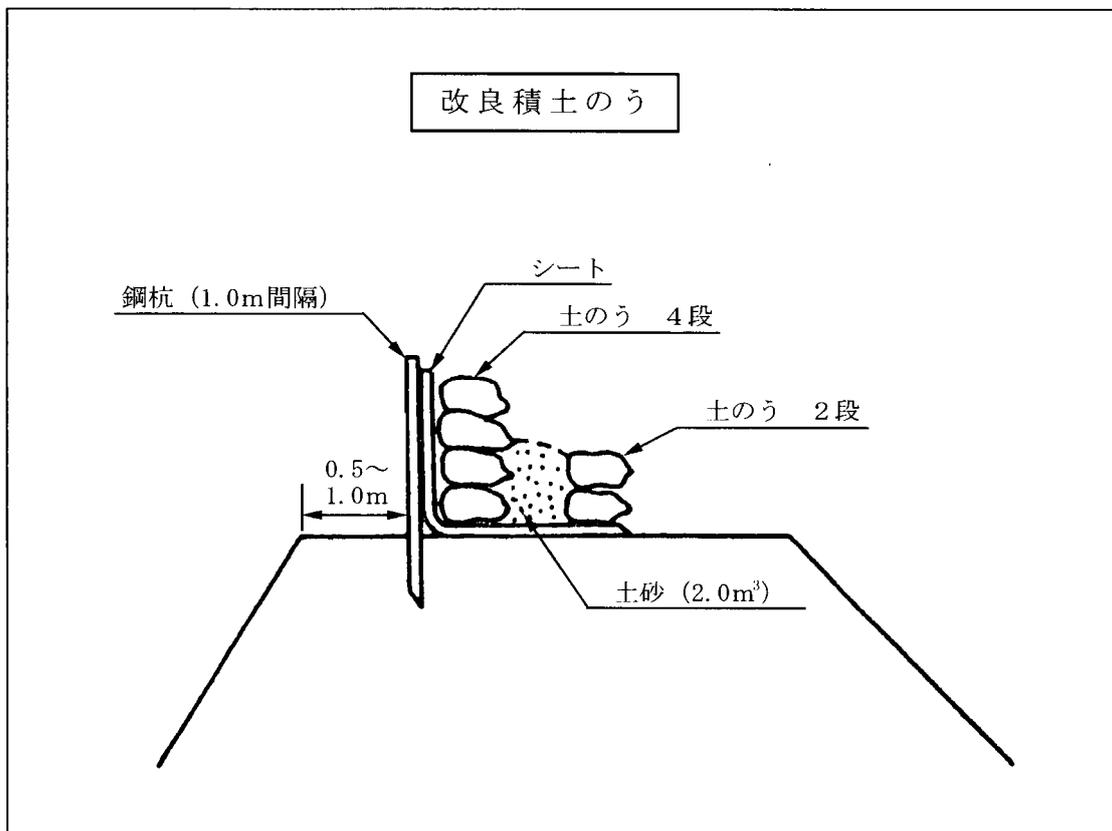
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	土のう		袋	140	掛 矢 丁	丁	2	前3段、後2段 1袋当り2本使用
	鋼 杭	長1.2m φ16m/m	本	40	スコップ	〃	4	
	土 砂		m <sup>3</sup>	2	モ ッ コ 組	組	3	

〔改良積土のう、シート使用の場合〕



目 的：越水防止。

拵 え 方：川表肩から0.5m～ 1.0mくらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



数量表(1組当り)10m当り

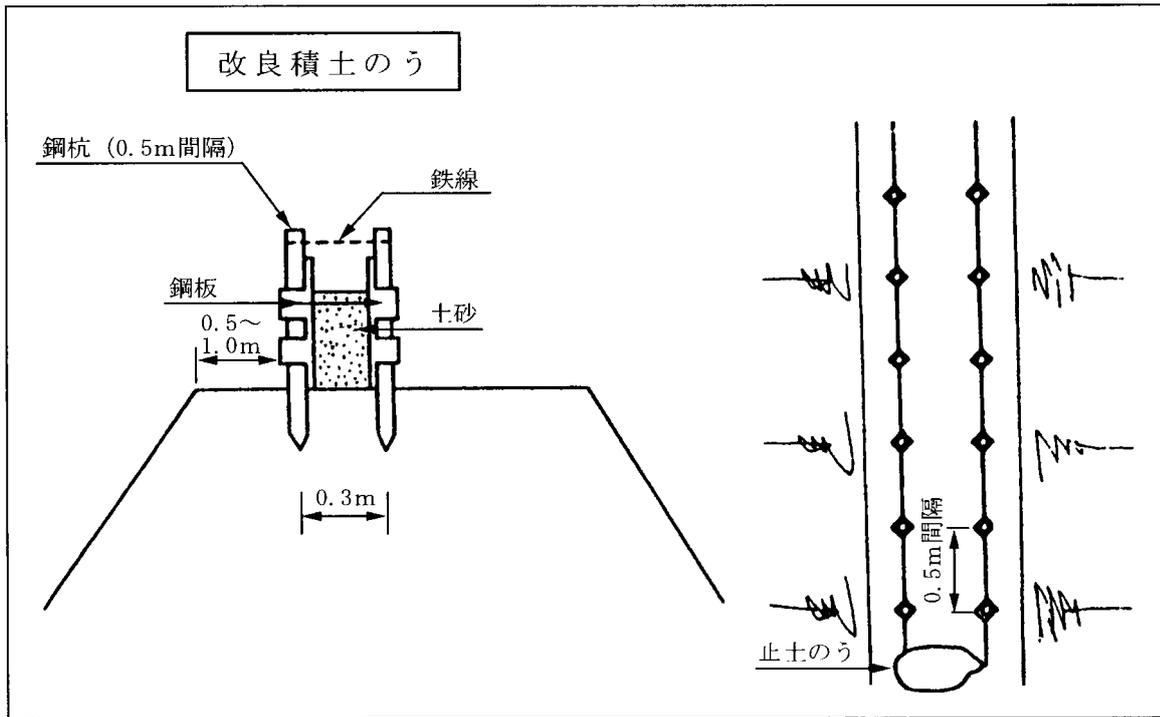
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	シート	長さ 10m 巾 2.0m	枚	1	掛 矢 丁		2	前3段 後2段
	鋼 杭	長さ 1.2m φ16m/m	本	11	スコップ	〃	4	
	土のう		袋	140	モ ッ コ 組		3	
	土 砂		m³	2				

〔改良積土のう、土留鋼板使用の場合〕



目的:越水防止。

拵え方:川表肩から0.5m~1.0mくらい引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱(丸パイプ)を0.5m間隔に通し、数枚つなぎ合わせて、川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



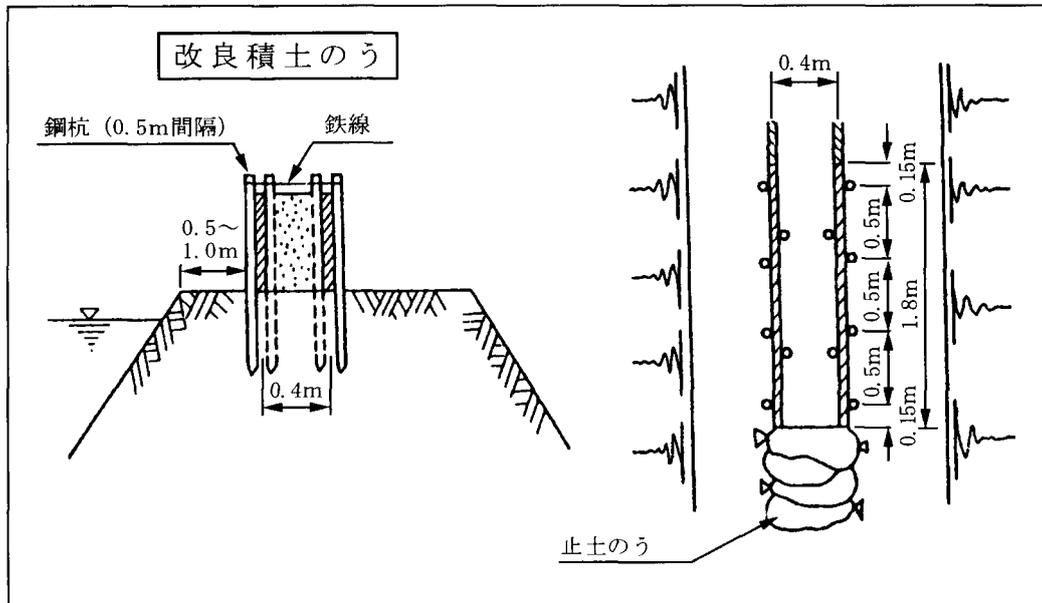
数量表(1組当り)10m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
20人	土留鋼板	長さ 1.8m 巾 43cm	枚	28	掛 矢 丁		2	
	丸パイプ	長さ 1.5m φ48.6m/m	本	30	スコップ	〃	4	
	鉄 線	10# 長さ 2.0m	〃	15	モ ッ コ 組		3	
	土 の う	1口止用	袋	30				
	土 砂		m <sup>3</sup>	3				

〔改良積土のう、畳工法の場合〕

目的：越水防止。

拵え方：川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に畳を0.4m間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



数量表(1組当り)10.8m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	畳	長さ 1.8m 巾 0.9m	枚	12	掛 矢	丁	2	
	丸パイプ	長さ 2.0m φ48.6mm	本	72	スコップ	〃	4	
	鉄 線	10# 長さ 2.0m	〃	24	モ ッ コ	組	3	
	土 の う		袋	30				
	土 砂		m <sup>3</sup>	4				

別表第8 (第14章第3関係)

水防活動実施報告書

区 分	水防活動	使用資機材			備 考
	活動延人員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分	人	円	円	円	
前 回 迄					
月 分					
小 計					
累 計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

## 資料 1

### ○栗山町防災会議条例

昭和40年3月29日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、栗山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 栗山町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 災害対策基本法第2条の規定による指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 南空知消防組合の消防長及び栗山消防団長

- (7) 災害対策基本法第2条の規定による指定公共機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、男女共同参画や多様な視点を反映させるため防災上必要と認めて町長が任命する者
- (10) 公募による者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行と同時に栗山町防災に関する条例（昭和37年条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和55年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 建設業者等建設機械等保有台数調査書

市町村	業者名	連絡先 電話番号	建設					機械								
			ダンプ トラック	トラック	ブル ドーザー	油 圧 ショベル	ドラッグ ライン	ホイール ローダ	クローラ クレーン	水中ポンプ	発電機	エンジン ポンプ	投光器	キャリア		
栗山町	朝日産業(株)	0123-72-0916		2								3			10	
栗山町	松原産業(株)	0123-72-0143		1	1		3						2	1		
栗山町	鳥山電気工事(株)	0123-72-1557		2						2				1		11
栗山町	共立道路(株)	0123-72-6006	3	5			2			5				1		1
栗山町	井沢建設(株)	0123-76-3006		1			12			6			2	2		
栗山町	丸十岡山砂利(株)	0123-72-0134	6	4	1		4			7			4	3		4
栗山町	(有)山崎建設	0123-72-0669	1	1						1			1	1		
栗山町	北海設備工業(株)	0123-72-3440	1				2						5	2		
栗山町	(株)北創	0123-72-5331		1			2			1			5	2		
栗山町	丸勝給水設備工業(株)	0123-72-1445	1	1			1			1				1	1	2
栗山町	寺嶋建設(株)	0123-77-2377					2			2			2	1		
栗山町	(株)岩崎建設工業	0123-75-2216	14	8	10		17			11			2	2		4
栗山町	(有)西岡建設	0123-72-4823		2												
栗山町	小室電機(株)	0123-72-1200												1		1
栗山町	国耕産業(有)	0123-72-3158	1	1			4			3			2	1		
栗山町	(株)横山工業	0123-72-6131					1						1	1		
栗山町	(有)マルエ渡会興商	0123-72-3653	3	2			2						1	2		
栗山町	松栄電氣(株)	0123-72-1710		1									3	4		10
栗山町	(有)水工社	0123-72-5283	3	1			6			6			6	4	1	
栗山町	道央建設運輸(株)	0123-76-3121	6	2			2			1			1	1		5
栗山町	北海道内田鍛工(株)	0123-72-2411		0												
栗山町	(有)伊藤電氣	0123-75-2305	2	1			1			1						

資料3

注意報の種類および発表基準

気象警報発表区域の種類

府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	空知地方
市町村等をまとめた地	南空知

注意報発表基準

種 類	注意報の基準
大 雨	表面雨量指数基準 6
	土壌雨量指数基準 97
洪 水	流域雨量指数基準 雨煙別川流域=11.1 時登川流域=2.6 阿野呂川流域=13.6 ポンアノロ川流域=4.3
	複合基準*1 雨煙別川流域=(5, 11.1) ポンアノロ川流域=(5, 3.4)
	指定河川洪水予報による基準 夕張川 [円山]
強 風	平均風速 12m/s
風 雪	平均風速 10m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
融 雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
濃 霧	視程 200m
乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5°C以上
低 温	5月～10月：（平均気温） 平年より5°C以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より8°C以上低い
霜	最低気温 3°C以下
着 雪	気温0°Cくらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続

\*1（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

資料3

警報・特別警報等の種類および発表基準

気象警報発表区域の種類

府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	空知地方
市町村等をまとめた地域	南空知

警報発表基準

種類	警報の基準
大雨	浸水害：表面雨量指数基準 14
	土砂災害：土壌雨量指数基準 134
洪水	流域雨量指数基準 雨煙別川流域=13.9 時登川流域=3.4 阿野呂川流域=17.1 ポンアノロ川流域=6.3
	複合基準*1 ポンアノロ川流域=(5, 6.2)
	指定河川洪水予報による基準 夕張川 [円山]
暴風	平均風速 18m/s
暴風雪	平均風速 16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	12時間降雪の深さ50cm

記録的短時間大雨情報

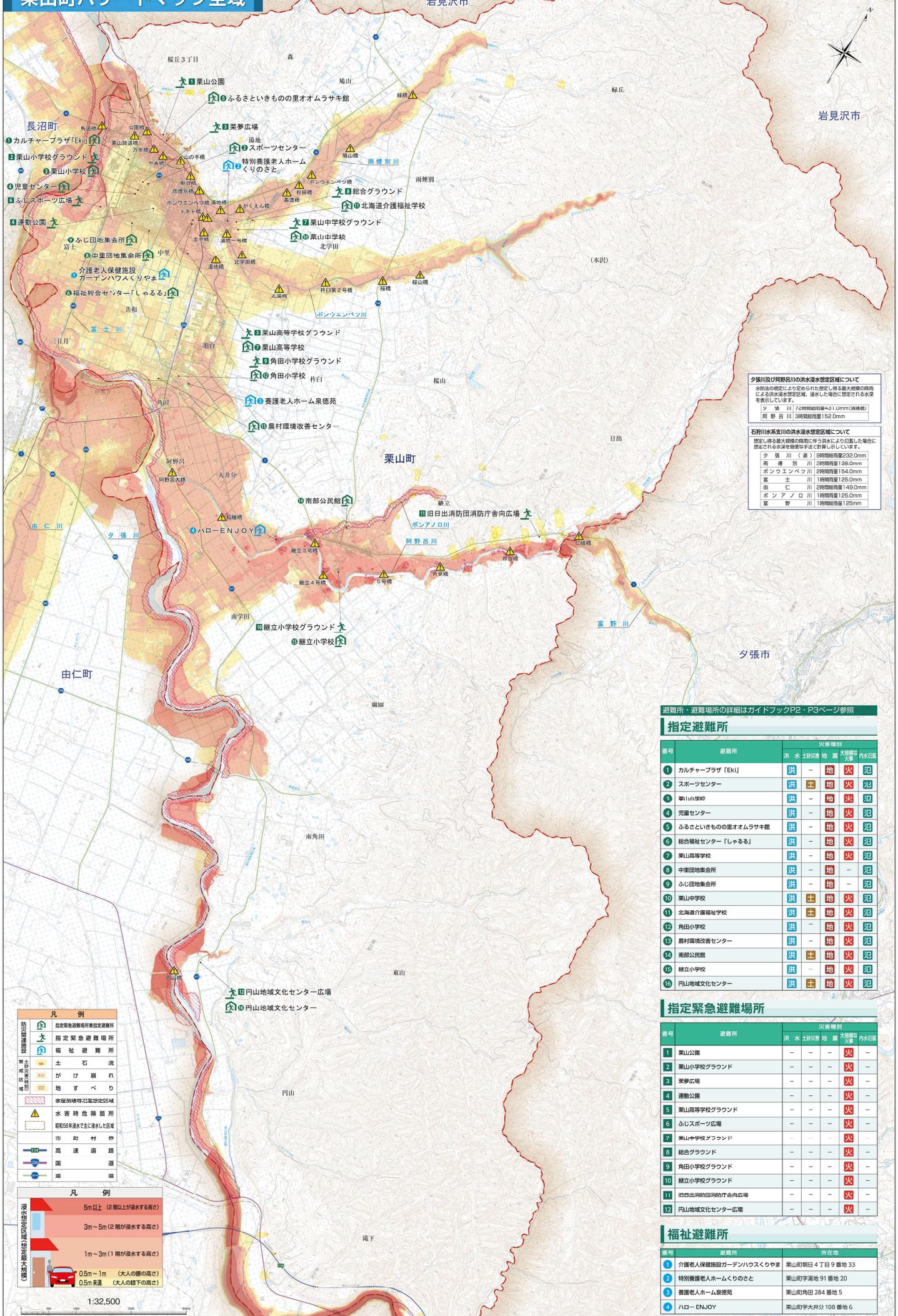
気象情報名	記録的短時間大雨情報の基準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

特別警報発表基準

種類	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

\*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。



夕張川及び阿野呂川の洪水浸水想定区域について  
 本町の範囲により定められた浸水し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表しています。  
 夕張川(1)2時間降雨量31.0mm(海抜標)  
 阿野呂川(2)2時間降雨量152.0mm

石狩川水系支川の洪水浸水想定区域について  
 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により浸水した場合に想定される水深を想定水深として表しています。  
 夕張川(流) 6時間降雨量232.0mm  
 雨澤別川 2時間降雨量138.0mm  
 ボンクエンベツ川 2時間降雨量154.0mm  
 富士川 1時間降雨量125.0mm  
 由仁川 2時間降雨量143.0mm  
 ボンアノロ川 1時間降雨量125.0mm  
 富野川 1時間降雨量125mm

避難所・避難場所の詳細はガイドブックP2・P3ページ参照

指定避難所

番号	避難所	洪水	土砂災害	地震	火災	内水氾濫
1	カルチャープラザ「EKI」	洪	-	地	火	氾
2	スポーツセンター	洪	土	地	火	氾
3	栗山小学校	洪	-	地	火	氾
4	児童センター	洪	-	地	火	氾
5	ふるさといきもの里オオムラサキ館	洪	-	地	火	氾
6	総合福祉センター「しやるる」	洪	-	地	火	氾
7	栗山高等学校	洪	-	地	火	氾
8	中里団地集会所	洪	-	地	-	氾
9	ふじ団地集会所	洪	-	地	-	氾
10	栗山中学校	洪	土	地	火	氾
11	北海道介護福祉学校	洪	土	地	火	氾
12	角田小学校	洪	-	地	火	氾
13	農村環境改善センター	洪	-	地	火	氾
14	南部公民館	洪	土	地	火	氾
15	継立小学校	洪	-	地	火	氾
16	円山地域文化センター	洪	土	地	火	氾

指定緊急避難場所

番号	避難所	洪水	土砂災害	地震	火災	内水氾濫
11	栗山公園	-	-	-	火	-
2	栗山小学校グラウンド	-	-	-	火	-
3	栗夢広場	-	-	-	火	-
4	運動公園	-	-	-	火	-
5	栗山高等学校グラウンド	-	-	-	火	-
6	ふじスポーツ広場	-	-	-	火	-
7	栗山中学校グラウンド	-	-	-	火	-
8	総合グラウンド	-	-	-	火	-
9	角田小学校グラウンド	-	-	-	火	-
10	継立小学校グラウンド	-	-	-	火	-
11	旧日出消防団消防庁舎向広場	-	-	-	火	-
12	円山地域文化センター広場	-	-	-	火	-

福祉避難所

番号	避難所	所在地
1	介護老人保健施設ガーデンハウスくりやま	栗山町朝日4丁目9番地 33
2	特別養護老人ホームくりのさと	栗山町字瀬地 91番地 20
3	養護老人ホーム泉徳苑	栗山町角田 284番地 5
4	ハロ-ENJOY	栗山町字大井分108番地 6

**凡例**

防災関係施設  
 指定緊急避難場所(指定避難所)  
 指定緊急避難場所  
 福祉避難所  
 土石流  
 がけ崩れ  
 地すべり  
 家屋倒壊等危険想定区域  
 水害時危険箇所  
 市町村界  
 市道  
 国道  
 道

**凡例**

浸水想定区域(指定最大規模)  
 5m以上(2階以上が浸水する高さ)  
 3m~5m(2階が浸水する高さ)  
 1m~3m(1階が浸水する高さ)  
 0.5m~1m(大人の腰の高さ)  
 0.5m未満(大人の膝下の高さ)

1:32,500